

第2回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化協議会 次第

日時：令和8年8月20日（木）

午後2時00分から

場所：東松山市役所 3階全員協議会室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

- ・施設整備基本構想（案）について…協議資料1
- ・共同で負担する範囲（案）について…協議資料2
- ・一部事務組合同規約（案）について…協議資料3
- ・候補地について…協議資料4

4 その他

5 あいさつ

6 閉会

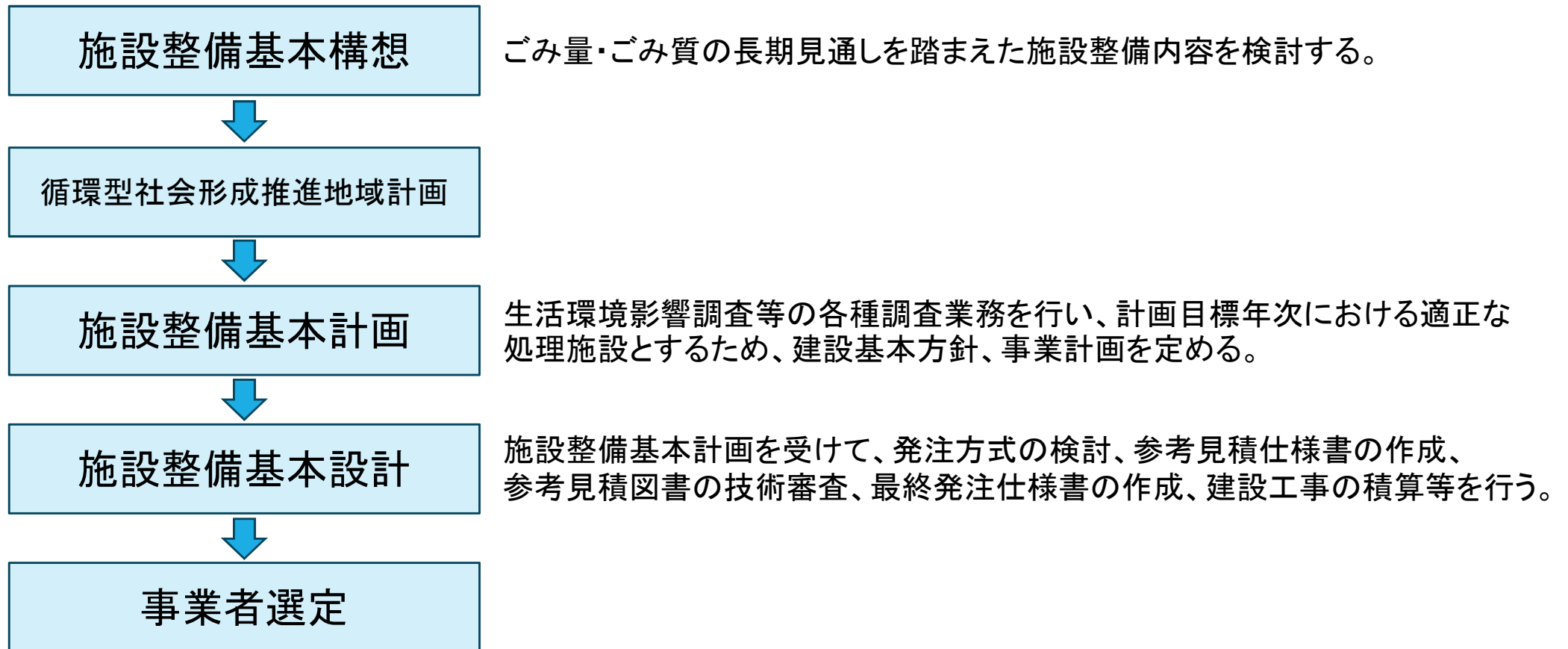
施設整備基本構想(案)について

第2回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化協議会

○施設整備基本構想とは

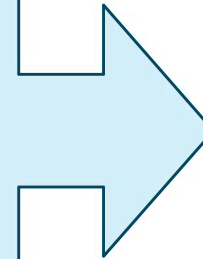
- 国の財政支援（循環型社会形成推進交付金等）を受けるため、**循環型社会形成推進地域計画**を策定し、環境大臣の承認を得る必要がある。
- 循環型社会形成推進地域計画では、整備する施設の事業期間、規模、形式、事業計画額等について記載することが求められる。
- 施設整備内容を検討するため、あらかじめ施設整備基本構想を策定することが一般的となっている。

○施設整備基本構想とは



○施設整備基本構想の目次(案)

第1章 計画策定の背景と目的
第2章 ごみ処理の現状と課題
第3章 ごみ処理技術の動向
第4章 処理方式の検討



第2回協議会で協議

第5章 環境保全目標の検討
第6章 多面的価値創造に係る検討
第7章 概算事業費の検討
第8章 施設整備基本構想

○計画策定の背景と目的

➤計画策定の背景

広域での計画策定に至るまでの1市4町1村の経緯は、第1回協議会で報告したとおり。

➤計画策定の目的

ごみ処理の現状と課題を踏まえ、ごみ量、ごみ質の長期見通し、最新のごみ処理技術の動向、環境保全等の検討を行い、1市4町1村における最適な処理方式を選定し、施設整備基本構想として取りまとめることを目的とする。

○東松山市の現状の課題

・東松山市のごみ処理体制については資料1別紙1-1のとおり

分別・排出	可燃ごみに紙類やプラスチック類が多く含まれているため、更なる分別の推進が必要である。
	ごみの減量化、資源化の取組が必要である。
最終処分	最終処分場延命化のために埋立量の減量化が必要である。
	焼却灰が埋立量の約7割を占めており、更なる資源化が必要である。
高齢化・人口減少	中・長期的な視点で捉えた場合、高齢化・人口減少により、分別・排出の問題や、収集・運搬・施設管理の人員確保など、今後様々な問題が起きることが予想される。
その他	受益者負担の適正化

○東松山市の現状の課題

施設

可燃物と不燃物の持込み場所が異なるため、市民の利便性が低い。

施設が老朽化しており、修繕費が増加している。また停電時には稼働ができない。

クリーンセンター及び西本宿不燃物等埋立地には、それぞれ1基しか計量器がないため、施設周辺の渋滞や、入場車両と退場車両が錯綜する原因となっている。

焼却施設において、エネルギー回収ができていない。

ごみピットの容量が施設能力に比べて小さいことから運転管理が困難である。

プラットフォームでの搬入作業スペースが狭い。

クリーンセンター搬入路のスロープが傾斜及び狭隘により走行しづらい。

西本宿不燃物等埋立地のストックヤードや作業スペースが屋外であり、労働面や周辺環境を考えると屋内施設が望ましい。

可燃系粗大ごみについて、破碎（民間委託）と焼却（直営）が別々の場所で行われており効率が悪い。

○小川地区衛生組合の現状の課題

・小川地区衛生組合のごみ処理体制については資料1別紙1-2のとおり

分別・排出	自前処理を行っていないため、常に委託先の条件等を考慮して、分別等の調整や変更を行う必要がある。
	民間委託処理施設により処理方式が異なるため、家庭系と事業系で可燃ごみの処理方式に違いが生じている。
	ごみの減量化、資源化の取組が必要である。
最終処分	自前処理を行っていないため、委託先の受入条件や市場動向等の影響を受けることから、長期的に安定した最終処分先の確保が必要である。
高齢化・人口減少	中・長期的な視点で捉えた場合、高齢化・人口減少により、分別・排出の問題や、収集・運搬・施設管理の人員確保など、今後様々な問題が起きることが予想される。
その他	受益者負担の適正化
	民間委託処理における事業継続性の確保と処理単価変動への対応

○小川地区衛生組合の現状の課題

施設	不燃物処理施設が竣工から45年以上経過しており、老朽化が進行している。
	町道を挟んで施設が 配置されているため、場内の各荷下ろし場へのアクセスが悪い。
	施設が山の斜面に位置しており、計量機(受付)までの通路が坂道であるほか、施設に至るまでの進入路(町道)に道幅が狭い箇所がある。
	施設は人力による手選別が中心であり、屋外作業も多いため、作業環境が過酷である。
	ストックヤードが限られており、計画的な搬出が不可欠となっている。また、非常時に一時ストックする場所がない。
	屋根のあるストックヤードが限られているため、収容しきれないものについては、屋外で保管している。
	民間処理施設への可燃ごみ直接搬入が不可能なため、住民サービス維持には積み替え施設の整備・運用が不可欠であり、その維持管理費が継続的に発生する。

○可燃ごみ処理技術の動向

- 可燃ごみ処理方式の概要については資料1別紙2のとおり。

○処理方式検討の内容

- 資源化再利用施設(不燃・資源ごみ処理施設)の処理対象物
- 施設規模
- 可燃ごみ処理施設の処理方式

○資源化再利用施設の処理対象物について

- 資源循環の推進やごみ種ごとの特性、東松山市単独で検討した際の施設整備・運営費と民間委託処理費の費用比較結果を踏まえ、以下のとおり処理対象物を整理した。

■ ペットボトル

- ・圧縮処理を行わなければ運搬効率が著しく低下する。

■ プラスチック類

- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行など、これからの時代に適応した様々なリサイクル方法を検討する必要がある。
- ・選別残渣の処理が必要となるため、可燃ごみ処理施設と併設されることで効率的な処理が可能になる。
- ・市単独の費用比較において、施設整備が優位であった。

選別・圧縮処理
施設を整備する

■ 不燃物・粗大ごみ・びん・かん

- ・市単独の費用比較において、民間委託が優位であった。

ストックヤード
のみ整備して
民間委託する

○施設規模(ごみ量の推計)

➤東松山市のごみ量の推計

市単独で検討した施設整備基本構想案の推計値を採用。

※推計人口については、令和8年度に人口ビジョンの改定があったため、最新版の人口推計の数値とした。

➤小川地区衛生組合のごみ量の推計

小川地区衛生組合一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を基に、2023年(令和5年)度までの実績値を加味して推計。

※令和8年度に組合において一般廃棄物(ごみ)処理基本計画を見直す予定であるため、ごみ量の推計については、今後の施設整備基本計画策定段階において見直すものとする。

➤推計結果は資料1別紙3のとおり

○可燃ごみ処理施設の施設規模の設定

- 令和6年3月29日付の「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について(通知)」で提示された算定式から施設規模を算出した。

	推計総人口	計算値	算出根拠
市	86,347 人	19,571t/年	※2036 年度の焼却処理量
組合	75,862 人	14,742t/年	※2036 年度の可燃ごみ処理施設の処理量
合計	162,209 人	34,313t/年	
施設規模	—	119t/日	$34,313\text{t/年} \div 365 \text{ 日} \div 0.795$ (切り上げ)
施設規模(災害廃棄物考慮)	—	130t/日	上記に 10%を考慮(切り捨て)

※今後の施設整備基本計画策定段階において、ごみ量の推計見直しに伴い施設規模を見直すこととする。
また、災害廃棄物の考慮分については、施設整備基本計画策定段階において再検討するものとする。

○資源化再利用施設の施設規模の設定

- 「ごみ処理施設構造指針解説」(社団法人 全国都市清掃会議)に記載されている算定式を参考として算出した。

		計算値	算出根拠
1	プラスチック類(市)	1,578t/年	2036 年度のプラスチック類
	プラスチック類(組合)	2,123t/年	2036 年度の資源プラスチック及び廃プラスチック
	プラスチック類(計)	3,701t/年	
2	ペットボトル(市)	326t/年	2036 年度のペットボトル
	ペットボトル(組合)	218t/年	2036 年度のペットボトル
	ペットボトル(計)	544t/年	
合計		4,245t/年	
施設規模(プラスチック類)		17.6t/5h	$3,701\text{t/年} \div 242 \text{ 日} \times 1.15(\text{※})$ (切り上げ)
施設規模(ペットボトル)		3.2t/5h	$544\text{t/年} \div 242 \text{ 日} \times 1.40(\text{※})$ (切り上げ)
施設規模(合計)		20.8t/5h	

※計画月最大変動係数:
過去5年間の月最大変動係数の平均

※今後の施設整備基本計画策定段階において、ごみ量の推計見直しに伴い施設規模を見直すこととする。

○処理方式検討のための基本方針

処理方式検討のための基本方針

- (1) 安全・安心かつ安定的な処理の継続
- (2) 環境面への配慮
- (3) 経済面への配慮
- (4) エネルギー等の有効活用

○可燃ごみ処理施設の処理方式

➤原燃料化处理(炭化、固形燃料化、メタン発酵、飼料化・堆肥化)については、以下の理由から検討対象から除外する。

- 排出時の分別精度が高く求められる。
- 今回想定している可燃ごみを対象とした導入事例は少ない。
- 生成される肥料等の中長期的に安定した引取先確保が困難である。
- 対応可能なプラントメーカーが少ない。



※メタン発酵は焼却方式であるストーカ式との組み合わせ(コンバインド式)により採用されている事例があるため「ストーカ式+メタン発酵方式」は検討対象として残す。

※熱処理方式のうちガス化改質方式は近年自治体において採用事例がないため対象外とする。

「焼却方式」「ガス化溶融方式」「ストーカ式+メタン発酵方式」を対象とし、処理方式の評価を行う。

○可燃ごみ処理施設の処理方式

➤可燃ごみ処理施設の処理方式の比較整理

【評価方法】

◎、○、△、×での4段階評価

◎:市施設・組合施設と比較し非常に優れている。または他の方式と比較し非常に優れている。

○:市施設・組合施設と比較し優れている。または他の方式と比較し優れている。

△:市施設・組合施設と比較し同等である。または他の方式と比較し同等である。

×:市施設・組合施設と比較し劣る面が見られる。または他の方式と比較し劣る面が見られる。

市施設:東松山市クリーンセンター

組合施設:小川地区衛生組合ごみ焼却場(2022年3月閉炉)

○可燃ごみ処理施設の処理方式の評価

検討項目		焼却方式		ガス化溶融方式		ストーカ式焼却炉 + メタン発酵方式
		ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	
安全・安心かつ安定的な処理の継続	ごみ質変動への対応	市施設及び組合施設の採用方式。 緩やかな燃焼のため、多様なごみ質に対応可能。	ストーカ式に比べ燃焼時間が短いためごみ質に影響を受けやすい。 破碎(前処理)によりごみを10～30cmにする必要がある。	可燃物だけでなく不燃物にも対応可能。	ストーカ式に比べ燃焼時間が短いためごみ質に影響を受けやすい。	緩やかな燃焼のため、多様なごみ質に対応可能。 メタン発酵に用いる生ごみ等を前処理で分離する必要がある。
		◎	△	◎	△	○
	他都市実績 (2014年度から2024年度までの竣工実績)	100件以上	2件	10件	8件	7件
		◎	×	△	△	△
	災害廃棄物処理への対応可能性	可燃系の災害廃棄物の処理対応が可能	可燃系の災害廃棄物の処理対応が可能だが、破碎により災害廃棄物の大きさを10～30cmにする必要がある。	可燃系及び不燃系の災害廃棄物への対応が可能。	可燃系及び不燃系の災害廃棄物への対応が可能だが、破碎により災害廃棄物の大きさを10～30cmにする必要がある。	ストーカ式焼却炉において可燃系の災害廃棄物の処理対応が可能。 他の方式よりも焼却施設能力が小さくなるため、処理量は減少する。
		○	△	◎	△	○

○可燃ごみ処理施設の処理方式の評価

検討項目		焼却方式		ガス化溶融方式		ストーカ式焼却炉 + メタン発酵方式
		ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	
環境面への配慮	排ガス中の有害物質	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値や市施設・組合施設より厳しい公害防止条件に対応可能。	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値や市施設・組合施設より厳しい公害防止条件に対応可能。	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値や市施設・組合施設より厳しい公害防止条件に対応可能。	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値や市施設・組合施設より厳しい公害防止条件に対応可能。	自動燃焼制御、有害物質除去装置、ろ過式集じん器(バグフィルタ)等により、法規制値や市施設・組合施設より厳しい公害防止条件に対応可能。
		○	○	○	○	○
	騒音・振動・悪臭・排水	騒音・振動・悪臭については、他の方式と同等。排水量はガス化溶融方式やメタン発酵併用方式に比べて少ない。	騒音・振動・悪臭については、他の方式と同等。排水量はガス化溶融方式やメタン発酵併用方式に比べて少ない。	騒音・振動・悪臭については、他の方式と同等であるが、排水については、スラグ冷却のために水を使用する場合排水処理量が大きくなる。	騒音・振動・悪臭については、他の方式と同等であるが、排水については、スラグ冷却のために水を使用する場合排水処理量が大きくなる。	騒音・振動・悪臭については、他の方式と同等であるが、発酵において水を使用するため排水処理量が大きくなる。
		◎	◎	○	○	○
	温室効果ガス	CO ₂ は焼却に伴い発生する。	CO ₂ は焼却に伴い発生する。	CO ₂ は焼却に伴い発生する。また補助燃料としてコークスが必要であり、コークス由来のCO ₂ が発生する。	CO ₂ は焼却に伴い発生する。ごみの自己熱での溶融が困難である場合、補助燃料(化石燃料)由来のCO ₂ が発生する。	CO ₂ は焼却に伴い発生するが、メタンガスによる発電があるため、他の方式よりCO ₂ 削減量が大きい。
		○	○	△	△	◎
	最終処分	ガス化溶融炉に比べて最終処分量は多く、主灰の割合が多い。	ガス化溶融炉に比べて最終処分量は多く、飛灰の割合が多い。(リサイクルする場合、飛灰処理コストは主灰処理コストより高い。)	発生するスラグの再利用により、最終処分量は少ない。	発生するスラグの再利用により、最終処分量は少ない。	ガス化溶融炉に比べて最終処分量は多く、主灰の割合が多い。
		△	×	◎	◎	△

○可燃ごみ処理施設の処理方式の評価

検討項目		焼却方式		ガス化溶融方式		ストーカ式焼却炉 + メタン発酵方式
		ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	
経済面への配慮	建築面積	小さい。	小さい。	大きい。	大きい。	焼却方式に加え、メタン発酵、ガスタンク等の設備が必要となり、建築面積は最も大きい。
		◎	◎	○	○	△
	経済性 ※20年間のライフサイクルコストを比較した比率	1 (基準)	1.1倍	1.9倍	1.8倍	1.2倍
		◎	○	×	×	○

○可燃ごみ処理施設の処理方式の評価

検討項目		焼却方式		ガス化溶融方式		ストーカ式焼却炉 + メタン発酵方式
		ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	
エネルギー等の有効活用	エネルギー回収の有無	蒸気、温水での熱回収が可能。 蒸気による発電が可能。	蒸気、温水での熱回収が可能。 蒸気による発電が可能。 ストーカ式と比較して燃焼時間が短い ため発電の安定性に課題がある。	蒸気、温水での熱回収が可能。 蒸気による発電が可能。 熱量が大きい ため、発電量が大きくなるが、補助燃料(コークス)によるものであり、エネルギー消費が大きい。	蒸気、温水での熱回収が可能。 蒸気による発電が可能。 ただし、補助燃料が必要である場合は、エネルギー消費が大きくなる。	蒸気、温水での熱回収が可能。 蒸気による発電が可能。 メタンガスによるガス発電が可能。
		○	△	△	△	◎
	エネルギー供給可能量	処理量あたりの余剰電力量はガス化溶融方式と比べて多いため、エネルギー供給可能量は多い。	処理量あたりの余剰電力量はガス化溶融方式と比べて多いため、エネルギー供給可能量は多い。	処理量あたり余剰電力量は焼却方式と比べると少ないため、エネルギー供給可能量は少ない。	処理量あたり余剰電力量は焼却方式と比べると少ないため、エネルギー供給可能量は少ない。	メタンガスによる発電を行うことにより、エネルギー供給量は他の方式と比較して最も多い。
		○	○	△	△	◎
	資源回収の有無	回収できる資源物は少なく、また酸化されているため売却は困難。	回収できる資源物は少ないが、未酸化での回収が可能である。	JIS基準への適合が可能なスラグ・メタル等が生成される。	JIS基準への適合が可能なスラグ・メタル等が生成される。	回収できる資源物は少なく、また酸化されているため売却は困難。
		△	○	◎	◎	△
	エネルギー・回収資源の利用先確保の容易さ	発電は自家消費による使用が可能。	発電は自家消費による使用が可能。	発電は自家消費による使用が可能。 スラグ等の安定的利用先確保が必要。	発電は自家消費による使用が可能。 スラグ等の安定的利用先確保が必要。	発電は自家消費による使用が可能
		○	○	△	△	○

○可燃ごみ処理施設の処理方式の評価

検討項目	焼却方式		ガス化溶融方式		ストーカ式焼却炉 + メタン発酵方式
	ストーカ式焼却炉	流動床式焼却炉	シャフト式ガス化溶融炉	流動床式ガス化溶融炉	
総合評価	各項目で評価は高い。特に、竣工実績の多さが顕著であり、安全・安心、安定処理が見込まれる。経済性でも最も有利である。	経済面への配慮やエネルギー等の有効利用面で比較的評価が高い。ただし、近年の竣工実績が少ないこと、ごみ質の変化に対する対応の面で他の方式に劣る。	資源回収面では他の方式より優れているが、エネルギー利用の面で、他の方式に劣る。また、電力使用量も大きく経済性も他の方式に比べ劣る。	資源回収面では他の方式より優れているが、エネルギー利用の面で、他の方式に劣る。また、電力使用量も大きい。竣工実績も比較的少なく、経済性も他の方式に比べ劣る。	ストーカ式焼却炉との併設であることや、エネルギー利用の面ではメタンガスを直接燃料とするため、評価は高い。しかし、竣工実績が少なく、建築面積が最も大きい。
	◎	△	△	△	○

○可燃ごみ処理施設の処理方式

- 評価の結果から「ストーカ式焼却炉」または「ストーカ式焼却炉＋メタン発酵方式」のいずれかを採用することとし、令和7年度に意見交換会を受けて実施したプラントメーカーヒアリングの結果から更なる絞り込みを行う。
- ヒアリング（令和7年度）の対象プラントメーカー
 - ・焼却施設（ストーカ式）に対応可能であること。
 - ・「全連続燃焼式・発電設備付き・平成26年度以降竣工の施設に竣工実績」を有すること。



該当する**13社**を対象にヒアリングを実施

○可燃ごみ処理施設の処理方式

- 令和7年度に算出した施設規模(可燃:130t、資源化:21t)、計画ごみ質、その他必要となる駐車場台数等の諸条件を設定。
- 焼却施設にメタン発酵施設を併設する場合としない場合の2通りを想定し、具体的な費用等について該当の13社へ見積提出を依頼した。



ヒアリングの結果、「ストーカ式焼却炉」は9社から回答があったが、「ストーカ式焼却炉＋メタン発酵方式」の具体的な費用の回答は0社であった。

「ストーカ式焼却炉＋メタン発酵方式」の具体的な事業費が算出できず費用比較等の検討が困難であるため、処理方式は各項目で評価が高く、総合的に最も有利である「ストーカ式焼却炉」を採用したい。

○処理方式の検討

➤資源化再利用施設の処理対象物

⇒プラスチック類・ペットボトルのみ処理施設を整備することによいか。

➤施設規模

⇒可燃：130t 資源化：21tとすることによいか。

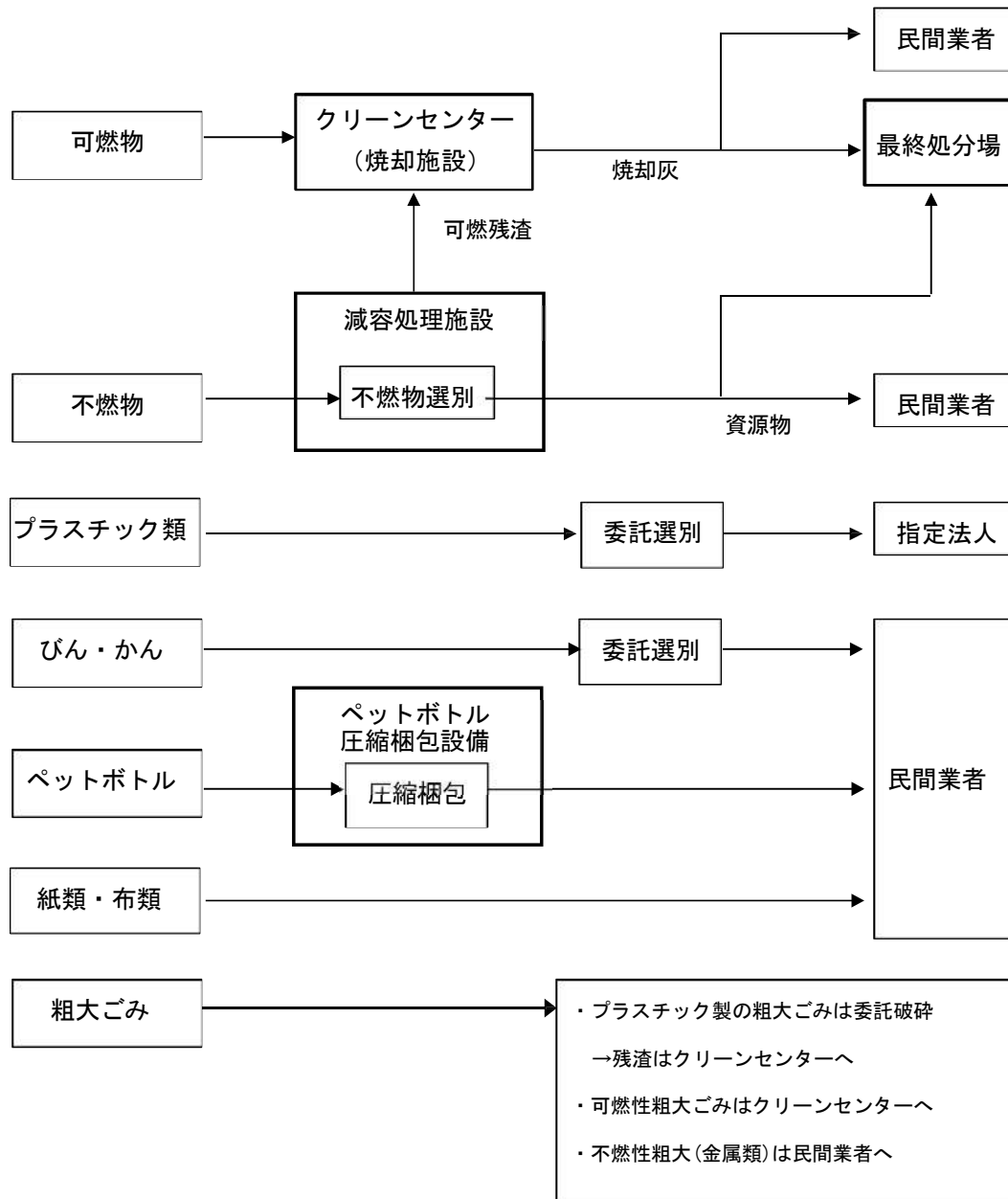
※施設整備基本計画段階で見直すこととし、災害廃棄物の見込分10%についても再検討することを前提とする。

➤可燃ごみ処理施設の処理方式

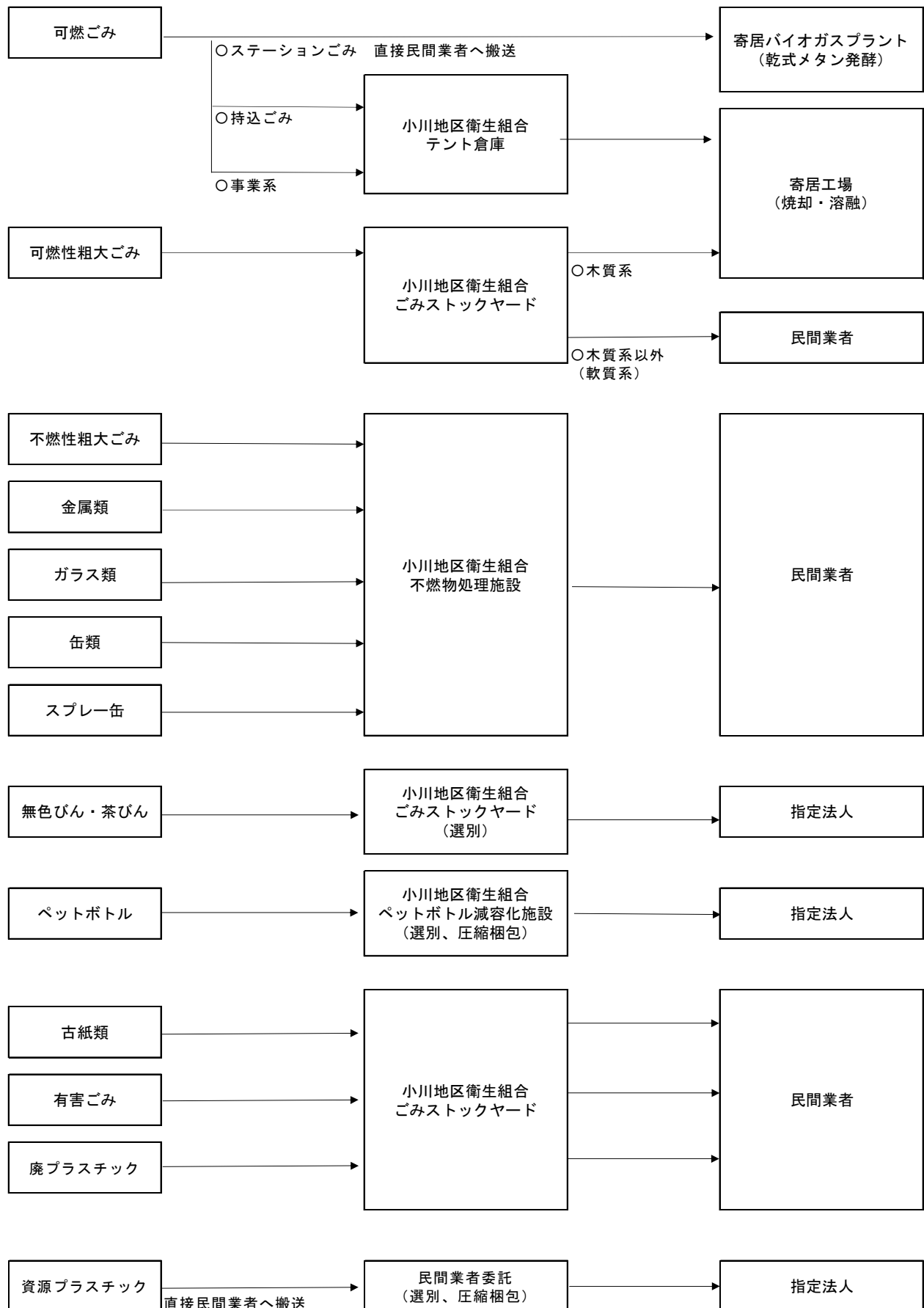
⇒「ストーカ式焼却炉」を採用することによいか。

※発生する焼却灰等の処理方法については施設整備基本計画段階での検討事項とする。

ごみ処理体制（東松山市）



ごみ処理体制（小川地区衛生組合）



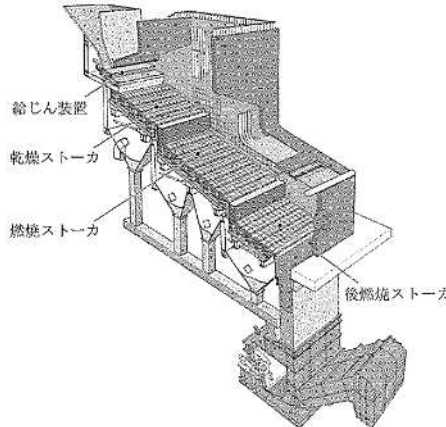
【可燃ごみ処理方式】

可燃ごみの処理方式には熱処理方式として焼却（ストーカ式、流動床式）、ガス化溶融（シャフト式、流動床式）があり、原燃料化処理方式として炭化、固形燃料化、メタン発酵、飼料化、堆肥化がある。ガス化溶融については補助燃料が必要となり、原燃料化処理については、生成される固形燃料や堆肥・飼料等の利用先確保が課題である。また、資源化に適したごみを事前に分別しておく必要がある処理方式もあり、今回想定しているような家庭系と事業系の可燃ごみを対象とした導入事例は多くない。

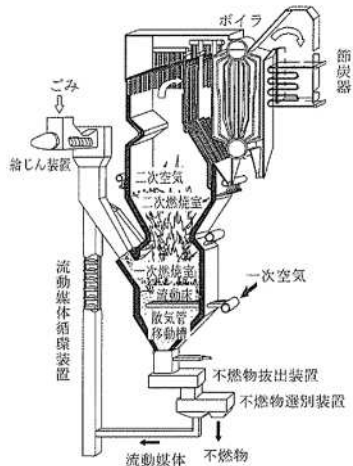
可燃ごみ処理技術の分類と特徴を以下に示す。

可燃ごみ処理技術の分類と特徴(破碎は除く)

処理方式			種類 (形式)	原理・特徴	回収 エネルギー	主な生成物	主な残渣
可燃ごみ処理	熱処理	焼却	ストーカ式	ごみを850℃以上の高温に加熱し、水分を蒸発させ、可燃分を焼却する。	・ 燃焼熱（発電等）		・ 焼却灰 ・ 飛灰
			流動床式				
		ガス化溶融	シャフト式	ごみをコークスと石灰石と共に投入し、約1,500℃以上で熱分解及び溶融する。	・ 燃焼熱（発電等）	・ スラグ ・ メタル	・ 溶融飛灰
			流動床式	流動床を低酸素雰囲気中で450～600℃の温度で運転し、廃棄物を部分燃焼させ、部分燃焼で得られた熱を受けた廃棄物が熱分解し、発生する可燃性ガスの燃焼熱により、約1,300℃でごみを溶融する。			
		ガス化改質		ごみを圧縮し伝熱効率を向上させ、脱ガスチャンネルにおいて無酸素状態でごみを乾燥、脱ガスする。高濃度酸素を反応炉に吹き込み熱分解カーボンと反応熱により、不燃物を溶融する。ガスは急冷、洗浄し回収、脱硫と除湿し再利用する。	・ 燃焼熱（発電等）	・ スラグ ・ メタル	・ 硫黄 ・ 工業塩 ・ 金属水酸化物
	原燃料化処理	炭化		ごみを400～1,000℃で間接加熱し、炭分、灰分、不燃分、可燃性ガスに分解する。		・ 可燃性ガス ・ 炭化物	・ 不燃物 ・ 飛灰
		固形燃料化		ごみを選別、乾燥、成形し、固形燃料にする。固形燃料はRDFと称される。		・ 固形燃料	・ 不適物
		メタン発酵		- 生ごみをメタン発酵させることによりメタンガスを用いた発電等を行う。 - 生ごみ以外のごみについての処理方式を検討する必要がある。		・ メタンガス	・ 消化液 ・ 不適物
		飼料化		有機性廃棄物を高温発酵させることにより、家畜やペット類の飼料等として再利用する。		・ 飼料	・ 不適物
		堆肥化		生ごみ等を微生物の働きによって分解(発酵)する等して堆肥を生成する。		・ 堆肥	・ 不適物

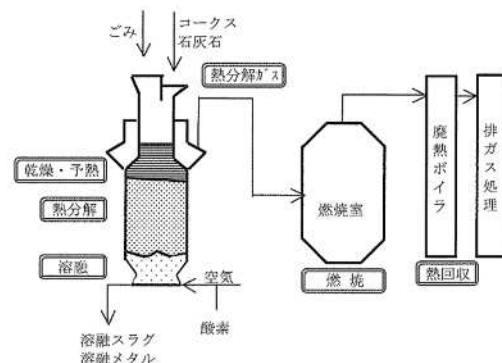
処理方式	ストーカ式焼却方式	
概要	・ 「ストーカ」とは、火格子(ボイラー等で石炭等固形燃料を燃焼させるときに燃焼室の底部におく“すのこ”)に燃料を供給する装置のことである。ストーカ式焼却炉では、階段状に配置された火格子段が前後に駆動することで、上段の火格子段が、下段の火格子段にごみを供給するとともに、ごみが完全に燃焼するよう攪拌する役割を果たしている。 ・ 焼却炉としての歴史は最も古く、1963年大阪市において初の連続燃焼式ストーカ炉が整備された。それまでのごみ焼却炉は、固定火格子の小型焼却炉をいくつも並べたものであり、燃焼設備は非効率的で焼却能力も小さく、投入装置や灰処理装置も手動のため作業環境も悪く、工場周辺の住民は悪臭と黒煙、降灰に悩まされていた。 ・ さらに 1965 年に発電機付き連続燃焼式ストーカ炉が整備された後、大きく技術開発が進み、1980 年頃には技術的に安定した。	
原理	・ ストーカ式焼却方式は、階段状の火格子に分かれた炉で燃焼させる方式である。ごみは、大きく分けて、乾燥・燃焼・後燃焼の順に3段階で効率よく完全燃焼される。なお、機種によって火格子の段数や形状、駆動方式等は様々であるが、基本的な機能は同じで、ごみを乾燥→燃焼→後燃焼のプロセスがとれる炉構造となっている。 ・ 燃焼温度は、約 800℃～950℃ ・ 補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 3,780kJ/kg 以上である。 ・ 焼却灰発生量は、ごみ当たり約 8%である。 ・ キレートを含む搬出飛灰量は、ごみ当たり約 4%である。	 参考資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (公益社団法人 全国都市清掃会議)
メリット	・ 金属等不燃物類は、一般的な都市ごみに混入する程度であれば特に問題ない。 ・ 排ガス・排水・飛灰ともに、ダイオキシン類の公害防止条件を達成可能である。	
デメリット	・ 空気とごみとの接触面積が小さく、燃焼のための空気比※は 1.6～2.5 となる。なお、燃焼に必要な空気量の増加に伴い、排ガス量が多くなる。近年では、1.3～1.5 程度の低空気比燃焼が可能となっている。 ※空気比：廃棄物を完全燃焼させるために理論上必要となる空気量(理論空気量)と、実際に必要となる空気量の比。(必要空気量÷理論空気量)	
エネルギー回収性	【ごみ発電】 ・ マス燃焼(長い時間をかけて燃焼が進行する)のため蒸気量の変動が少なく安定的な発電が行える。	
導入自治体 (2014 年度 から 2024 年度竣工)	・ 佐賀県東部環境施設組合 佐賀東部クリーンエコランド 176t/日 (86t/日×2 炉) ・ 千葉県我孫子市 我孫子市クリーンセンター120t/日 (60t/日×2 炉) ・ 東京都立川市 立川市クリーンセンターたちむにい 120t/日 (60t/日×2 炉) 等	

※ 焼却灰発生量・飛灰発生量については、研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」(2012 年 3 月北海道大学松藤敏彦)の調査結果より引用。焼却方式については、同調査では、内訳がストーカ式：86%、流動床式：13%であった。

処理方式	流動床式焼却方式
概要	- 元々は下水汚泥等の処理施設として実績があったが、1975 年頃からごみ処理分野にも導入された。立ち上げ・立ち下げが早いこと、焼却灰の見た目の性状がきれいなことから、1980 年頃以降、ほぼ 20～30%のシェアを確保してきた。 - 焼却が瞬時に行われるために、ごみの性状によっては焼却状態の安定性に欠ける面があり、ダイオキシン類問題が注目されるようになってからは新規整備が大きく減少した。 - 近年は、技術開発が進み、最新の排ガス処理設備を備えた流動床式焼却施設も新たに整備されているが、実績件数としてはまだ少ない。
原理	- 流動床式焼却方式は、炉内に流動媒体(流動砂)が入っており、この砂を 650～800℃の高温に熱し、この砂を風圧(約 15～25kPa)により流動化させる。ごみを破碎した上で投入し、高温の流動砂に接触させることによって、ごみは短時間で焼却される。汚泥焼却にもよく使用されている。 - 焼却温度は、約 800℃～1,000℃ - 補助燃料なしで処理できる低位発熱量は、約 3,780kJ/kg 以上である。 - 焼却灰発生量は、ごみ当たり約 3%である。 - キレートを含む搬出飛灰量は、ごみ当たり約 9%である。  参考資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (公益社団法人 全国都市清掃会議)
メリット	- 炉内に可動部がない。 - 起動時間・停止時間が短い。 - 空気とごみとの接触面積が大きく燃焼効率が高いので、燃焼のための空気比が 1.5～2.0 程度で運転可能となる。近年では、1.3～1.5 程度の低空気比燃焼が可能となっている。 - プラスチックは、湿ベースで上限約 50%まで混入可能。(流動砂によりプラスチックが分散され燃焼するため。) - 排ガス・排水・飛灰ともに、ダイオキシン類の公害防止条件を達成可能。
デメリット	- 捕集灰が多く、集じん機の負担が大きい。 - 破碎機により、ごみサイズを約 10～30cm 以下にする必要がある。 - プラスチックが多くなりすぎる場合は、プラスチックが塊となって、流動障害が起こる恐れもあるため、留意が必要である。 - 金属等不燃物類について、炉底部より不燃物と同時に抜きだす流動媒体(砂)は、不燃物の量の約 10～20 倍で設計するので、不燃物が多くなると抜きだしにくくなる。その他、砂分級機能力の低下、流動砂の循環量の増加による熱損失の増加が考えられる。
エネルギー回収性	【ごみ発電】 瞬時燃焼のため蒸気量の変動があり、発電が安定しない可能性がある。
導入自治体 (2014 年度から 2024 年度 竣工)	- 東京都八王子市 新館清掃施設 160t/日 (80t/日×2 炉) - 広島県廿日市市 はつかいちエネルギークリーンセンター150t/日 (75t/日×2 炉)

※ 焼却灰発生量・飛灰発生量については、研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」(2012 年 3 月北海道大学松藤敏彦)の調査結果より引用。焼却方式については、同調査では、内訳がストーカ式：86%、流動床式：13%であった。

処理方式	シャフト式ガス化溶融方式	
概要 ※流動床式ガス化溶融と同じ	・ 1993 年頃から整備され始め、1997 年頃から増加した。ダイオキシン類対策に優れていること、スラグの再生利用による最終処分量の低減等の利点が期待され、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」（1997 年 1 月）制定前後から多くのメーカーが技術開発に取り組み始め、多くの自治体で導入された。 ・ 2005 年までは灰溶融機能を備えていることが補助金交付の要件となっていたため、ガス化溶融方式も増加傾向であったが、現在はその要件がなくなっているため、減少傾向である。	
原理	シャフト式ガス化溶融方式は、製鉄業の高炉の原理を応用し、ごみをコークスと石灰石と共に投入し、炉内で熱分解及び溶融する処理方式である。堅型シャフト炉内は乾燥帯、熱分解帯、燃焼・溶融帯に分かれ、乾燥帯で廃棄物中の水分が蒸発し、廃棄物の温度が上昇するにしたがい熱分解が起こり、可燃性ガスが発生する。可燃性ガスは、炉頂部から排出されて燃焼室で二次燃焼される。熱分解残渣の灰分等はコークスが形成する燃焼・溶融帯に下降し、羽口から供給される純酸素により燃焼して溶融する。最後に炉底より、スラグとメタルが排出される。 ※コークス式のほか、高濃度の酸素を用いる酸素方式、プラズマを用いるプラズマ方式がある。 ・ 溶融温度は、約 1,500℃以上 ・ スラグ発生量は、ごみ当たり約 9%である。 ・ メタル発生量は、ごみ当たり約 1.3%である。 ・ キレートを含む搬出飛灰量は、ごみ当たり約 4%である。	
メリット	・ 金属・不燃分・灰分のメタル化及びスラグ化によって、最終処分量を小さくできる。 ・ 排ガス量は、低空気比運転が可能ことから従来型焼却技術に比べ、少ない。（空気比 1.3 程度） ・ 廃プラスチック類・金属等不燃物類・汚泥類等、全て処理可能 ・ 排ガス・排水・飛灰ともに、ダイオキシン類の公害防止条件を達成可能であり、特にダイオキシン類対策に優れている。	
デメリット	・ 常に補助燃料としてコークス等の投入を要するため、燃料費が嵩み、CO₂排出量も多くなる。 ・ 溶融飛灰には重金属が濃縮される。	
エネルギー回収性	【ごみ発電】 ・ コークスを使用する場合、ごみ処理量当たりの発電量は、他の方式に比べ高い。	
導入自治体 (2014 年度から 2024 年度竣工)	・ 千葉県東総地区広域市区町村圏事務組合東総地区クリーンセンター 198t/日 (99t/日 × 2 炉) ・ 広島県広島中央環境衛生組合広島中央エコパーク高効率ごみ発電施設 285t/日 (95t/日 × 3 炉) ・ 愛知県名古屋市長北名古屋工場 660t/日 (330t/日 × 2 炉) 等	

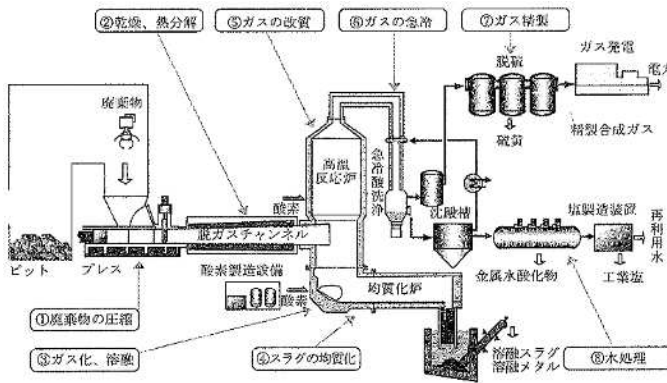


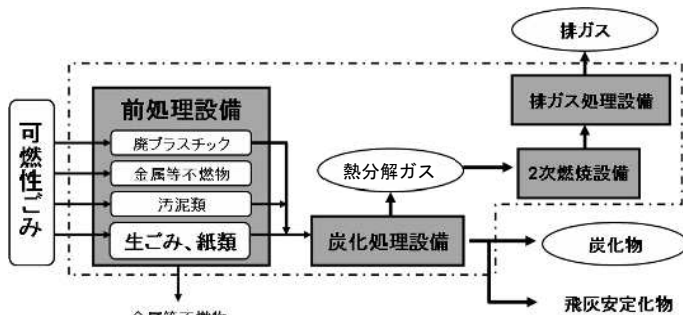
参考資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版
(公益社団法人 全国都市清掃会議)

※ スラグ発生量・メタル発生量・飛灰発生量については、研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」（2012 年 3 月北海道大学松藤敏彦）の調査結果より引用。

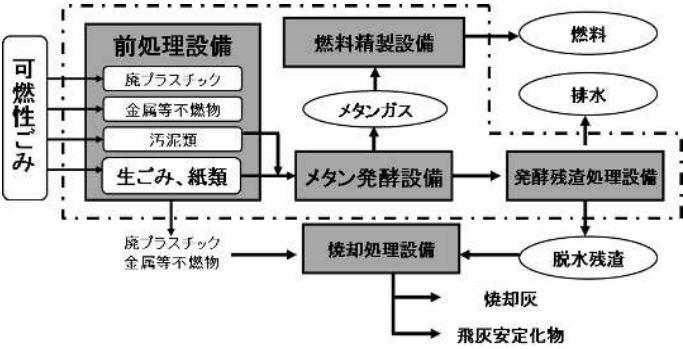
処理方式	流動床式ガス化溶融方式
概要 ※シャフト式ガス化溶融と同じ	・ 1993 年頃から整備され始め、1997 年頃から増加した。ダイオキシン類対策に優れていること、スラグの再生利用による最終処分量の低減等の利点が期待され、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」(1997 年 1 月)制定前後から多くのメーカーが技術開発に取り組み始め、多くの自治体で導入された。 ・ 2005 年までは灰溶融機能を備えていることが補助金交付の要件となっていたため、ガス化溶融方式も増加傾向であったが、現在はその要件がなくなっているため、減少傾向である。
原理	・ 流動床式ガス化溶融方式は、流動床を低酸素雰囲気中で 450～600℃の温度で運転し、廃棄物を部分燃焼させ、さらに、部分燃焼で得られた熱を受けた廃棄物が熱分解し、発生する可燃性ガスを燃焼させる熱で、ごみを溶融する技術である。 大部分の可燃性のガスと未燃固形物等は、溶融炉に送られる。溶融炉では、可燃性ガスと未燃固形物を高温燃焼させ、灰分を溶融しスラグ化する。 このシステムの特徴は、流動床内の直接加熱により、熱分解に必要な熱を供給するため、加熱用の空気が別途生成される必要がないことである。 ・ 溶融温度は、約 1,300℃ ・ スラグ発生量は、ごみ当たり約 3%である。 ・ メタル発生量は、ごみ当たり約 0.5%である。 ・ キレートを含む搬出飛灰量は、ごみ当たり約 4%である。 ・ 自己熱での溶融可能限界は、約 7,100kJ～7,600kJ とされるが、実際の稼働状況では、約 9,200kJ。 参考資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (公益社団法人 全国都市清掃会議)
メリット	・ 廃プラスチック類・汚泥类等、処理可能 ・ 灰分のスラグ化によって、最終処分量を小さくできる。 ・ 流動床において廃棄物中の不燃物や金属を分離排出することができる。 ・ 流動床内の直接加熱により熱分解に必要な熱を供給するため、加熱用の空気の生成が不要である。 ・ 排ガス量は、低空気比運転が可能なことから従来型焼却技術に比べ、少ない。(空気比 1.3 程度) ・ 排ガス・排水・飛灰ともに、ダイオキシン類の公害防止条件を達成可能であり、特にダイオキシン類対策に優れている。
デメリット	・ ごみの自己熱での溶融が困難な場合、補助燃料として灯油等の投入を要するため、燃料費が嵩み、CO₂排出量も多くなる。
エネルギー回収性	【ごみ発電】 ・ ごみ処理量当たりの発電量は、コークスを使用するシャフト式に比べ小さいが、飛散ロスが少ないこと、排ガス量が少ないことから、自己消費電力は少ないため、総合的なエネルギー効率はよい。
導入自治体 (2014 年度から 2024 年度 竣工)	・ 山形県山形広域環境事務組合 エネルギー回収施設(川口)150t/日(75t/日×2 炉) ・ 長野県上伊那広域連合 上伊那クリーンセンター118t/日(59t/日×2 炉) ・ 宮城県仙南地域広域行政事務組合 仙南クリーンセンター200t/日(100t/日×2 炉) 等

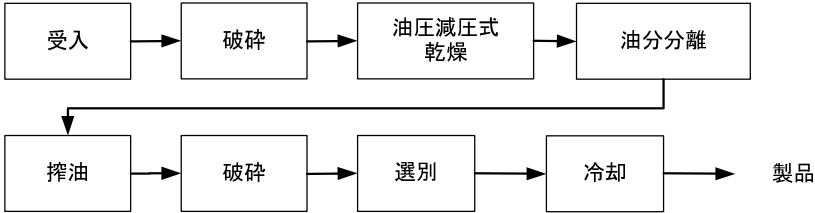
※ スラグ発生量・メタル発生量・飛灰発生量については、研究論文「一般廃棄物全連続式焼却施設の物質収支・エネルギー収支」(2012 年 3 月北海道大学松藤敏彦)の調査結果より引用。

処理方式	ガス化改質方式
概要	・ ガス化改質方式は「平成 11 年 3 月 3 日付厚生省令 14 号」により、ごみ焼却施設のひとつとして位置づけられた。 ・ 対応するプラントメーカーが少ないこともあり実績件数は少なく、近年自治体において実績はない。
原理	・ ガス化改質方式では、廃棄物をガス化して得られた熱分解ガスを 800℃以上に維持した上で、このガスに含まれる水蒸気若しくは新たに加えた水蒸気と酸素を含むガスによりガス改質し、水素、一酸化炭素を主体とした燃料ガスに転換することができる。 ガス化改質方式は、一体方式（シャフト炉式）と分離方式（キルン方式、流動床式）に分けることができる。 ・ 熔融温度は、約 1,600℃以上  参考資料：ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 (公益社団法人 全国都市清掃会議)
メリット	・ 廃プラスチック類・汚泥類等、処理可能 ・ 金属・不燃分・灰分のメタル化及びスラグ化によって、最終処分量は不要とされている。（水処理設備から発生する硫黄、塩類、重金属類等が安定して引き取られた場合） ・ 精製ガスを発電燃料や化学合成原料として有効活用可能。 ・ 排ガス・排水・飛灰ともに、ダイオキシン類の公害防止条件を達成可能であり、特にダイオキシン類対策に優れている。
デメリット	・ 可燃性の熱分解ガスをガス精製回収するため、漏洩防止に努めるとともに、適正なガス化改質反応の管理を行う必要がある。 ・ 設備構成が複雑であり、施設整備費・維持管理ともに高額となる。
エネルギー回収性	【ごみ発電】 ・ ガスエンジン等を利用して比較的安定した発電が可能である。
導入自治体 (2014 年度から 2024 年度 竣工)	・ なし

処理方式	炭化方式
概要	・ 西海市等で導入されている手法であり、基本的な構造としては、ロータリーキルン方式や流動床方式である。 ・ 炭化炉及び 2 次燃焼室の間に炭化物回収器を設置し、その後に炭化物生成ラインを別途設置するような形となる。炭化炉では約 400～600℃で炭化物とガスを精製し、その炭化物を回収・造粒する。また、発生ガスは 2 次燃焼室にて約 850℃で燃焼させる。別途製造ラインが必要となるため、必然的に機器点数も増え、メンテナンスに係る労力が必要となる。また、炭化物の引取先を確保することが必要となる。
原理	・ 投入されたごみは、破碎及び磁選機により鉄分が除去され、乾燥炉へ供給される。供給されたごみは、乾燥炉で水分が調整され、炭化炉に供給される。 ・ 炭化炉に供給されたごみは、400～600℃の無酸素状態で熱分解(還元)され、熱分解残渣(チャー)と熱分解ガスとなる。このとき、がれきや金属等の不燃物が発生する。 ・ 金属類は方式によって還元または未酸化状態で回収される。 ・ 熱分解残渣(チャー)は、脱塩素工程を経て炭化物として回収され、熱分解ガスは、再度加熱され、炭化炉の熱源として使用された後、排ガス処理を行い、施設外へ排出される。 ・ 木質チップ等の処理が主体で実用化されてきたが、都市ごみを処理対象物として処理することができる。 
公害防止	・ 既存の公害防止設備を用いた排ガス処理・排水処理・悪臭対策等を適切に実施することにより、排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止は可能である。 ・ 焼却処理時よりも CO₂ 発生量の削減が可能となる。発生した炭を化石代替エネルギーとして利用することにより、さらに抑制効果がある。
処理対象廃棄物	・ 有機性廃棄物の処理のみが可能である。 ・ 排出時の高い分別精度は必要としない。生ごみ以外の異物(割り箸等)の混入があっても処理することが可能であるが、単一廃棄物で安定した処理が行える。
資源化	・ 熱回収による発電等の余熱利用が可能である。 ・ 炭化物の利用用途として、土壌改良資材、水質浄化材、融雪材、脱臭材等が考えられる。 ・ 処理対象廃棄物の性状により、炭化物の質にばらつきが生じた場合、有効利用することが困難となる。 ・ 利用用途によっては脱塩処理が必要となる。 ・ 炭化物の利用先の確保が必要となる。利用先を確保できない場合、焼却等の処理が必要となる。
処分物	・ がれき・金属類等の不燃物、飛灰が発生する。
導入自治体 (2014 年度 から 2024 年度竣工)	・ 長崎県西海市 西海市炭化センター30t/日

処理方式	固形燃料化方式
概要	・ 破碎、選別、乾燥、成形及び冷却の処理を組み合わせ、固形燃料を生成する。固形燃料は RDF (Refuse Derived Fuel の略) と称される。 ・ RDF の利用方法は、発電、高温水または蒸気の熱源 (熱供給事業所、製紙工場、クリーニング工場等)、化石燃料代替 (セメント工場等) 等がある。
原理	・ 受入後の処理工程は破碎、選別、乾燥、成形及び冷却を組み合わせるが、いずれを採用するかは処理対象物、製造 RDF の用途、周辺環境条件、経済性等を考慮して決定する。 ◆ 乾燥前に成型工程がある方式 <pre> graph LR A[ごみ受入] --> B[破碎・選別] B -- 添加剤 --> C[選別] C --> D[成形] D --> E[乾燥] E --> F[冷却] F --> G[保管] </pre> ◆ 乾燥後に成型工程がある方式 <pre> graph LR A[ごみ受入] --> B[破碎・選別] B --> C[乾燥] C -- 添加剤 --> D[選別] D --> E[成形] E --> F[冷却] F --> G[保管] </pre> ◆ 乾燥工程及び添加剤を使わない方式 (腐敗しにくいごみのみを処理対象とする場合や、製造後すぐ利用する等のように、RDF を長期間保管する必要が無い場合に用いられる。) <pre> graph LR A[ごみ受入] --> B[破碎・選別] B --> C[混合] C --> D[成形] D --> E[保管] </pre> ・ RDF の性状として、水分、形状、単位堆積重量、粉化度、低位発熱量、灰分、塩素含有量等に留意が必要である。各項目の必要性、一般的な範囲等を以下に示す。 水分：腐敗や発酵を防止する観点から、水分含有率は 10% 以下にする。 形状・寸法：一般的には直径 10～50mm 程度の円柱状であるが、利用先に合わせて決定。 単位体積重量：一般的には 0.3～0.7t/m³ とされる。 粉化度：発酵や酸化の促進防止のため、各施設の特性を踏まえた指標値 (例えば 1～2%) を設定することが望ましい。 低位発熱量：ごみの成分に依存し、特にプラスチック成分の影響が大きい。分別回収の有無等により、発熱量は大きく変動するため、留意が必要である。 灰分：RDF の灰分は、ごみ中に含まれる灰分の大部分と添加剤である。 塩素分：塩化水素やダイオキシン類等の発生源となる。RDF が一般廃棄物として扱われる場合は、利用施設における大気汚染防止法上の規制物質に該当する。
公害防止	・ 既存の公害防止設備を用いた排ガス処理・排水処理・悪臭対策等を適切に実施することにより、排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止は可能である。 ・ 焼却処理時よりも CO₂ 発生量の削減が可能となる。発生した固形燃料を化石代替エネルギーとして利用することにより、さらに抑制効果がある。
処理対象廃棄物	・ 有機性廃棄物の処理のみが可能である。 ・ 排出時の高い分別精度は必要としない。生ごみ以外の異物 (割り箸等) の混入があっても処理することが可能であるが、単一廃棄物で安定した処理が行える。
資源化	・ 熱回収による発電等の余熱利用が可能である。 ・ 固形物の利用用途として、化石燃料代替 (石炭等) 等が考えられる。 ・ 固形燃料の利用先の確保が必要となる。利用先を確保できない場合、焼却等の処理が必要となる。
処分物	・ がれき・金属類等の不燃物が発生する。
導入自治体 (2014 年度から 2024 年度竣工)	なし

処理方式	メタン発酵方式
概要	・ 町田市等で導入されている技術である。回収するメタンガスは発電等に活用でき、また発酵後残渣及び廃液は肥料等にも利用できる。ただし、肥料への利用についてはごみ質変動の影響を受けやすく、塩分の残留等課題点も多い。また、発酵過程においては、多少の加温が必要となる。 ・ 基本的には、単体での整備による可燃ごみの処理は難しく、メタン発酵処理での処理不適物を助燃剤等とした通常の焼却施設とのコンバインド型による整備が必要となる。また、処理後の排水の処理も課題となる。
原理	①固形または高分子有機物から低分子有機物に分解する可溶化・加水分解、②低分子有機物から有機酸・アルコール類を生成する酸生成、③有機酸等から酢酸・水素等を生成する酢酸生成、④酢酸・水素等からメタン・二酸化炭素を生成するメタン生成の4つの段階から、有機物を分解する。 処理対象物中の固形物濃度に応じて、湿式(固形分 6～10%)・乾式(固形分 25～40%)に区分される。 
公害防止	・ 既存の公害防止設備を用いた排ガス処理・排水処理・悪臭対策等を適切に実施することにより、排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止は可能である。 ・ 焼却処理時よりも CO₂ 発生量の削減が可能となる。発生したメタンガスを化石代替エネルギーとして利用することにより、さらに抑制効果がある。
処理対象廃棄物	・ 有機性廃棄物の処理のみが可能である。 ・ 排出時の分別精度が求められる。 ・ 発酵不適物の除去が必要となる。 ・ 前処理により、約 30mm 以下にする必要がある。 ・ 飼料化や肥料化に比べ、生ごみの品質が低くても処理が可能である。
資源化	・ 生ごみ 1t 当たり 100～200m³/日程度のバイオガスが得られ、脱硫、脱アンモニア後に発電・温水等に利用することが可能となる。 ・ 回収したメタンガスを利用するためには、一定量以上の回収量とその供給先を確保、安定供給、受給バランスに考慮する必要がある。 ・ ガスエンジン等による小規模な発電となる。
処分物	・ 処理対象廃棄物量に対して、約 1/13～1/4 の発酵残渣と、約 2/3～1/1 の発酵処理水が発生する。 ・ 発酵処理水、発酵残渣から液肥・堆肥を生成する場合、安定的な品質と利用先の確保が必要となる。利用先を確保できない場合、焼却等の処理が必要となる。 ・ 分別不適物、発酵処理不適物、発酵残渣(資源化されない場合)が発生する。
導入自治体 (2014 年度 から 2024 年度竣工)	・ 鹿児島県鹿児島市 新南部清掃工場 60t/日 ・ 東京都町田市 町田市バイオエネルギーセンター50t/日 ・ 京都府京都市 京都市南部クリーンセンター60t/日 等

処理方式	飼料化方式
概要	有機性廃棄物を高温発酵させることにより、家畜やペット類の飼料等として再利用することができる。
原理	- 有機性廃棄物を破碎・乾燥、殺菌(発酵)、油脂分調整等をして粉状にした飼料を作る技術。処理工程により、発酵・乾燥方式、油温減圧乾燥方式等がある。 ①発酵・乾燥方式 微生物によって有機物を発酵・分解しつつ安定化(中熟状態)し、外部熱源等で乾燥させる。 ②油温減圧乾燥方式 有機物に油を加えて加熱煮して、有機物中の水分を蒸発させ、油を分離して乾燥飼料を得る。いわゆるてんぷらの原理を用いたもので、加熱煮と乾燥(有機物中の水分蒸発)を同時に行う点に特徴がある。 <油温減圧乾燥方式>  <pre> graph LR A[受入] --> B[破碎] B --> C[油圧減圧式乾燥] C --> D[油分分離] D --> E[搾油] D --> F[冷却] E --> G[破碎] G --> H[選別] H --> I[冷却] I --> J[製品] F --> J </pre>
公害防止	既存の公害防止設備を用いた排ガス処理・排水処理・悪臭対策等を適切に実施することにより、排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止は可能である。焼却処理時よりも CO₂ 発生量の削減が可能となる。
処理対象廃棄物	- 有機性廃棄物の処理のみが可能である。 - 家畜に餌として与えるため、排出時の高い分別精度が必要となる。
資源化	- 堆肥化処理のような熟成用の設備や期間が不要である。 - 家畜等の食用となることから、分別の徹底等による品質及び信頼性の確保、さらに生成物の需要と安定供給の確保が必要である。利用先を確保できない場合、焼却等の処理が必要となる。 - 生ごみ等の変質を防ぐ必要があり、発生場所付近での処理が原則となる。 - 食品製造業者、処理業者、畜産農家等の連携が不可欠となる。特に食用廃油の確保が重要となる。
処分物	分別不適物、処理不適物が発生する。
導入自治体 (2014 年度 から 2024 年度竣工)	なし

処理方式	堆肥化方式
概要	・ 生ごみ等を微生物の働きによって分解(発酵)する等して堆肥を生成する技術である。古くから有機性廃棄物の処理法としても広く用いられている。
原理	・ 微生物の働きを利用して、好氣的条件下で有機性廃棄物を分解する。好氣性条件下の確保については、主に機械化による強制発酵方式が用いられている。 <pre> graph LR A[受入] --> B[破袋選別] B --> C[磁気選別] C --> D[発酵] D --> E[熟成] E --> F[選別] F --> G[製品] F --> H[残渣] D -- 脱臭 --> I[脱臭] I --> J[大気] K[水分調整] --> D </pre>
公害防止	・ 既存の公害防止設備を用いた排ガス処理・排水処理・悪臭対策等を適切に実施することにより、排ガス・排水・騒音・振動・悪臭等の公害の発生防止は可能である。 ・ 焼却処理時よりも CO₂ 発生量の削減が可能となる。
処理対象 廃棄物	・ 有機性廃棄物の処理のみが可能である。 ・ 排出時の分別精度が必要となる。廃棄物に極力不適物を混入させないことが必要であり、特に家庭から排出される生ごみには、不適物の除去が不可欠である。
資源化	・ 有機性廃棄物を有機肥料として土壌に還元できる。 ・ 製品の利用先の確保が必要である。利用先を確保できない場合、焼却等の処理が必要となる。 ・ 数週間から数ヶ月の熟成期間が必要となる。 ・ 需要に季節変動があり、変動に対応できる供給体制が必要となる。
処分物	・ 分別不適物、処理不適物が発生する。
導入自治体 (2014 年度 から 2024 年度竣工)	・ なし

【主灰・飛灰・溶融飛灰の処理方式】

可燃ごみの焼却処理を「ストーカ式焼却方式」または「流動床式焼却方式」とする場合、主灰、飛灰が発生し、その処理が必要である。

また「シャフト式ガス化溶融方式」または「流動床式ガス化溶融方式」とする場合は、ガス化溶融方式であるため溶融飛灰が発生し、この処理が必要である。

主灰、飛灰、溶融飛灰の埋立処分以外の資源化処理技術の原理・特徴等、各処理方式の概要を以下に示す。

灰資源化技術の分類と特徴

	種類 (形式)	原理・特徴	主な生成物
焼却灰資源化処理	普通ポルトランドセメント原料化	・ 主灰及び飛灰を、普通ポルトランドセメントの原料として活用する。	・ 普通ポルトランドセメント
	焼成	・ 主灰及び飛灰を、1,000℃～1,100℃の温度で焼成することで重金属類を揮散させ、ダイオキシン類を分解し、土木資材を製造する。	・ 人工砂
	溶融	・ 主灰及び飛灰中の有機物を、1,200℃以上の高温で燃焼・ガス化させ、無機物を溶融しスラグ・メタルを回収する。	・ スラグ ・ メタル
	山元還元	・ 飛灰及び溶融飛灰等に対して、水洗、酸抽出、アルカリ抽出等を行い、塩類除去、重金属成分を回収する。	・ 銅、鉛、亜鉛等

※ 焼却灰資源化処理方式の受入条件は、民間事業者によって異なる。

処理方式	普通ポルトランドセメント原料化
概要	・ 普通ポルトランドセメントの原料として、焼却施設からの主灰及び飛灰を活用するものである。主灰には異物除去、飛灰には塩素除去の前処理を行った上で、セメント原料の一部として使用する。 ・ セメントの製造工程で、塩素量増加に伴うキルン閉塞の防止や、セメント製品中の塩素量低下を目的として、塩素バイパス技術により塩素を抽気する。 ・ 普通ポルトランドセメントは JIS 規格品であり、一般の土木資材として流通している。
原理	【太平洋セメント(株)熊谷工場の例】 ◆灰水洗技術 ・ 主灰処理：主灰に含まれる金属や異物を、大塊除去装置、磁力選別機、ふるい装置等を用いて除去する。 ・ 飛灰処理：飛灰に含まれる塩素を水洗により脱塩する。なお、飛灰中のダイオキシン類は、セメント製造プロセスの高温焼成工程(1,450℃)で安全に分解処理される。 ◆塩素バイパス技術 ・ セメント製造プロセスから塩素を取り除く技術。セメント(最終製品)中の塩素が過剰とならないように、原燃料中の塩素量を管理し、セメント製造プロセスから塩素を抽気しバイパスするシステムである。
メリット	・ セメント製品は一般土木資材であり、既存の流通ルートでの販路が確保できる。
デメリット	・ 焼却灰の受け入れを行っているセメント工場があることが前提になる。 ・ 焼却灰の受入量は、セメント原料中の 3%程度が上限となる。 ・ 飛灰単独の受け入れは困難である。
事例	・ 太平洋セメント(株)(熊谷工場、藤原工場、大分工場) ・ 山口エコテック(株)(宇部興産宇部工場、トクヤマ徳山製造所) ・ 住友大阪セメント(株)(赤穂工場) ※参考資料：「民間施設を活用したごみ焼却灰のリサイクルに関する調査研究報告書(その2)」 (2010 年 4 月、財団法人クリーンジャパンセンター)

処理方式	焼成
概要	・ 焼却灰を 1,000℃～1,100℃の温度で焼成(固体粉末の集合体を融点よりも低い温度で加熱すると、粉末が固まって緻密な物体になる現象)することで、重金属類を揮散させ、ダイオキシン類を分解し、土木資材(人工砂等)を製造する。 ・ 人工砂は、国土交通省の NETIS への登録や公的機関での認証を受けている。
原理	【ツネイシカムテックス(株)埼玉工場の例】 ・ 焼却灰に不溶化剤を約 10%混合し、ロータリーキルン内で 1,000℃～1,100℃で焼成する。 ・ 焼成工程において重金属類を選択的にガス側(二次燃焼室)に揮散させ、中和、吸着、集じんを行う。また、ダイオキシン類を分解する。 ・ 焼成後の焼成物を冷却後粉砕し、水、セメント、安定剤を加えて造粒し、人工砂を製造する。
メリット	・ 熔融に比べて必要エネルギーが安く安価である。(プラズマ方式に比べ、建設費で約 70%、維持管理費で約 60%といわれている。) ・ CO₂排出量も熔融に比べて低減できる。 ・ 製造する資材(人工砂)は、用途範囲が広く、市場性があるとされている。
デメリット	・ 処理業者が少ない(2 社)。 ・ 焼成技術の認知度が低く、処理・リサイクルの安全性についても認知度が低い。
事例	・ ツネイシカムテックス(株)埼玉工場(処理能力：90,000t/年) ・ 三重中央開発(株)(処理能力：84,000t/年)

処理方式	熔融
概要	・ 1, 200℃以上の高温条件下で焼却灰中の有機物を燃焼・ガス化させ、無機物を熔融してスラグ・メタルを回収する。 ・ 重金属は熔融飛灰に揮散させ、熔融スラグ中の重金属類の含有量を低下させる。 ・ 熔融スラグに関しては、以下の JIS が定められている。 ◆2006 年 7 月：(JISA5032) 「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を熔融固化した道路用スラグ」 ◆2006 年 7 月：(JISA5032) 「一般廃棄物、下水汚泥またはそれらの焼却灰を熔融固化したコンクリート用スラグ骨材」
原理	【メルテック㈱の例】 (1)受入 搬入された焼却灰を攪拌混合し、熔融原料成分を均一化させる。 (2)選別乾燥 搬入された焼却灰から磁力選別及びふるいにより熔融不適物を除去し、その後乾燥させる。 (3)成型 効率よく熔融するため粘結材を使用し、熔融原料形状の均一化を図る目的で、卵型に固形化(ブリケット)する。 (4)混合調整 熔融原料のブリケット、燃料のコークス、副資材の石灰石等を必要な割合で混合し、熔融炉に定量供給する。 (5)熔融 供給されたブリケットをコークスベッド上部で乾燥・予熱し、高温帯で熔融させる。液化した熔融物は滴下し、炉外に連続出滓する。 (6)徐冷 出滓された熔融物は、鉄製の型枠(モールド)に連続的に投入され、モールド内で熔融スラグと熔融メタルに分離させる。空冷で時間をかけて冷却することで、熔融メタルは底に、上部に結晶化された熔融スラグが生成される。 (7)破碎 生成した熔融スラグ及びメタルを破碎し、それぞれの製品として回収する。
メリット	・ 民間で熔融処理を行うため、高度な運転技術やスラグの利用ノウハウが蓄積しやすい。 ・ 高温で処理するため、無害化処理についての安心感がある。
デメリット	・ 設備投資及び高温処理のため燃料コストがかかり、処理料金が割高となる。 ・ 飛灰の搬入が制限される場合がある。
事例	・ メルテック㈱ ・ 中部リサイクル㈱

処理方式	山元還元
概要	・ 飛灰・熔融飛灰等に対して、水洗、酸抽出、アルカリ抽出等を行い、塩類の除去、銅、亜鉛、鉛等の重金属成分を回収する。 ・ 回収した重金属成分は、精錬所へリサイクル原料として販売する。
原理	【光和精鉱㈱の例】・・・現在は受け入れを休止している。 (1) 塩類の除去 飛灰を水の入った抽出槽に投入し、水に溶けやすいアルカリ塩類を洗浄し、フィルタープレスにて脱水ろ過する。 (2) 金属の回収①(酸抽出) 脱水した残渣を、塩酸を用いて一定の pH で酸抽出処理を行い、残渣中に含まれている亜鉛・鉛・銅等の金属成分を抽出する。 このろ液を pH 調整し、遠心分離機・フィルタープレス等の分離・回収工程を経て金属成分を回収する。(精錬所へ販売) (3) 炭素分の除去(流動床炉における焙焼) 酸抽出後の残渣は、シリカ・アルミナ・炭素等を主成分としているが、0. 数%程度の金属成分が残留している。この残渣を流動床炉にて高温で炭素分を燃焼させ、製鉄ダスト類と混焼(焙焼)する。 (4) 金属の回収②(塩化揮発ペレット法) 焙焼後、塩化剤・鉄鉱石等を加え、製鉄用高炉ペレット原料として成分調整を行い造粒する。これを、ロータリーキルンにて塩化揮発焼成(1, 250℃)して高炉用ペレットを製造する。併せて、亜鉛・鉛・銅を揮発させガス回収する。
メリット	・ 金属類含有量の多いものほど受け入れられやすい。 ・ 塩濃度の高い熔融飛灰であっても、確実に処理できる。
デメリット	・ 金属類含有量の少ない主灰・飛灰については、精錬の効率が悪いため、不適である。 ・ 受入先が遠方である場合もあり、できるだけ濃縮して搬送することが望ましい。
事例	・ 光和精鉱㈱ ・ 三池製錬㈱ ・ 三菱マテリア㈱

ごみ処理量の推計結果（東松山市）

	実績					予測														
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度	2036 年度	2037 年度	2038 年度
総人口（10月1日住基人口）（人）	90,320	90,407	90,306	90,659	91,018	90,609	90,948	90,453	89,958	89,463	88,968	89,229	88,762	88,296	87,829	87,363	86,896	86,347	85,798	85,249
総排出量（t/年）	31,523	31,602	30,614	29,734	28,086	28,022	27,714	27,221	26,779	26,379	26,012	25,888	25,572	25,276	24,993	24,721	24,461	24,189	23,924	23,669
家庭系ごみ（g/人日）	713.25	743.00	712.71	692.19	658.88	656.32	646.85	638.98	632.17	626.32	621.13	616.45	612.22	608.42	604.88	601.56	598.48	595.69	592.95	590.47
可燃物	505.61	521.81	504.04	493.43	470.96	470.56	464.76	459.92	455.76	452.12	448.90	446.00	443.37	440.96	438.74	436.69	434.78	432.99	431.31	429.73
不燃物	45.71	52.37	45.08	40.86	39.62	37.32	35.93	34.79	33.84	33.02	32.31	31.67	31.10	30.59	30.12	29.69	29.30	28.93	28.59	28.27
粗大ごみ	1.75	2.18	2.09	2.02	2.04	1.98	1.96	1.95	1.93	1.92	1.91	1.90	1.89	1.88	1.88	1.87	1.86	1.86	1.85	1.85
プラスチック類	59.53	63.00	61.19	58.42	55.74	55.55	54.70	53.98	53.37	52.84	52.37	51.95	51.57	51.22	50.90	50.60	50.32	50.06	49.82	49.59
びん・かん	24.20	25.30	23.97	22.79	21.01	20.94	20.46	20.07	19.73	19.44	19.19	18.96	18.75	18.56	18.39	18.23	18.08	17.94	17.82	17.69
ペットボトル	10.13	10.27	10.80	10.40	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33	10.33
紙類・布類	50.82	56.46	54.70	53.43	49.71	50.05	49.31	48.69	48.16	47.70	47.29	46.92	46.59	46.28	46.00	45.74	45.50	45.27	45.06	44.86
集団回収	15.49	11.61	10.83	10.85	9.46	9.63	9.41	9.23	9.08	8.95	8.83	8.73	8.64	8.55	8.47	8.40	8.33	8.27	8.21	8.16
家庭系ごみ（t/年）	23,578	24,518	23,492	22,905	21,949	21,706	21,473	21,096	20,757	20,452	20,170	20,077	19,835	19,608	19,391	19,182	18,982	18,774	18,569	18,373
可燃物	16,714	17,219	16,614	16,328	15,689	15,562	15,428	15,184	14,965	14,764	14,577	14,526	14,364	14,211	14,065	13,925	13,790	13,646	13,507	13,371
不燃物	1,511	1,728	1,486	1,352	1,320	1,234	1,193	1,149	1,111	1,078	1,049	1,031	1,008	986	966	947	929	912	895	880
粗大ごみ	58	72	69	67	68	65	65	64	63	63	62	62	61	61	60	60	59	59	58	58
プラスチック類	1,968	2,079	2,017	1,933	1,857	1,837	1,816	1,782	1,752	1,725	1,701	1,692	1,671	1,651	1,632	1,613	1,596	1,578	1,560	1,543
びん・かん	800	835	790	754	700	693	679	663	648	635	623	618	607	598	590	581	573	565	558	550
ペットボトル	335	339	356	344	344	342	343	341	339	337	335	336	335	333	331	329	328	326	323	321
紙類・布類	1,680	1,863	1,803	1,768	1,656	1,655	1,637	1,608	1,581	1,558	1,536	1,528	1,509	1,492	1,475	1,459	1,443	1,427	1,411	1,396
集団回収	512	383	357	359	315	318	312	305	298	292	287	284	280	276	272	268	264	261	257	254
事業系ごみ（公共含む）（g/人日）	240.34	214.68	216.07	206.38	184.22	190.98	188	185.52	183.4	181.51	179.9	178.42	177.08	175.87	174.75	173.71	172.75	171.81	171	170.2
可燃物	237.95	209.13	213.92	202.93	181.49	187.51	184.53	182.04	179.92	178.06	176.42	174.94	173.61	172.39	171.27	170.23	169.27	168.37	167.52	166.73
不燃物	2.39	5.55	2.15	3.45	2.73	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47	3.47
事業系ごみ（公共含む）（t/年）	7,945	7,084	7,122	6,829	6,137	6,316	6,241	6,125	6,022	5,927	5,842	5,811	5,737	5,668	5,602	5,539	5,479	5,415	5,355	5,296
可燃物	7,866	6,901	7,051	6,715	6,046	6,201	6,126	6,010	5,908	5,814	5,729	5,698	5,625	5,556	5,491	5,428	5,369	5,306	5,246	5,188
不燃物	79	183	71	114	91	115	115	115	114	113	113	113	112	112	111	111	110	109	109	108
1人1日当たり総排出量（g/人日）	953.59	957.68	928.78	898.57	843.10	847.30	834.86	824.50	815.57	807.83	801.03	794.88	789.30	784.29	779.63	775.26	771.23	767.50	763.95	760.67

ごみ処理量の推計結果（東松山市）

		実績					予測														
		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度	2036 年度	2037 年度	2038 年度
エネルギー回収型廃棄物処理施設搬出入量（t/年）		27,165	25,740	24,883	24,023	22,648	22,710	22,504	22,124	21,785	21,474	21,187	21,099	20,852	20,618	20,396	20,183	19,979	19,762	19,554	19,349
施設搬入量	（t/年）	27,165	25,740	24,883	24,023	22,648	22,710	22,504	22,124	21,785	21,474	21,187	21,099	20,852	20,618	20,396	20,183	19,979	19,762	19,554	19,349
	家庭系可燃物（t/年）	16,714	17,219	16,614	16,328	15,689	15,562	15,428	15,184	14,965	14,764	14,577	14,526	14,364	14,211	14,065	13,925	13,790	13,646	13,507	13,371
	家庭系粗大ごみ（t/年）	28	32	33	30	32	31	31	30	30	30	29	29	29	29	28	28	28	28	27	27
	事業系可燃物（t/年）	7,729	6,775	6,938	6,604	5,916	6,069	5,995	5,882	5,782	5,690	5,607	5,576	5,505	5,437	5,374	5,312	5,254	5,193	5,134	5,077
	公共その他（t/年）	138	119	113	110	129	132	131	128	126	124	122	122	120	119	117	116	115	113	112	111
	可燃残渣（t/年）	1,039	1,150	1,013	913	861	890	893	874	856	840	826	820	808	796	786	776	766	756	748	737
	紙類・布類の返品（t/年）	40	104	23	33	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26
	受託処理※1（t/年）	159	206	149	－	－	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託処理※2（t/年）	-575	－	－	－	-5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	災害廃棄物（t/年）	1,893	135	－	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	焼却処理量（t/年）		26,926	25,474	24,637	23,796	22,429	22,490	22,286	21,910	21,574	21,266	20,982	20,895	20,650	20,419	20,199	19,988	19,786	19,571	19,365
搬出物（t/年）		3,428	3,117	3,033	2,876	2,696	2,704	2,679	2,634	2,593	2,556	2,523	2,511	2,482	2,455	2,428	2,402	2,379	2,352	2,327	2,303
紙類・布類(羽毛含む)	（t/年）	239	266	246	227	219	220	218	214	211	208	205	204	202	199	197	195	193	191	189	187
	焼却灰の資源化（t/年）	1,188	1,160	1,039	1,019	920	923	914	899	885	872	861	857	847	838	829	820	812	803	794	786
	焼却灰（t/年）	1,829	1,534	1,594	1,484	1,411	1,415	1,402	1,378	1,357	1,338	1,320	1,314	1,299	1,285	1,271	1,257	1,245	1,231	1,218	1,205
	処理飛灰（t/年）	171	157	154	146	146	146	145	143	140	138	137	136	134	133	131	130	129	127	126	125
	マテリアルリサイクル推進施設搬出入量（t/年）		4,678	5,060	4,712	4,450	4,290	4,181	4,106	4,010	3,924	3,849	3,782	3,751	3,692	3,639	3,590	3,541	3,496	3,451	3,406
施設搬入量	（t/年）	4,678	5,060	4,712	4,450	4,290	4,181	4,106	4,010	3,924	3,849	3,782	3,751	3,692	3,639	3,590	3,541	3,496	3,451	3,406	3,363
	家庭系不燃物（t/年）	1,511	1,728	1,486	1,351	1,321	1,234	1,193	1,149	1,111	1,078	1,049	1,031	1,008	986	966	947	929	912	895	880
	プラスチック類（t/年）	1,968	2,079	2,017	1,933	1,857	1,837	1,816	1,782	1,752	1,725	1,701	1,692	1,671	1,651	1,632	1,613	1,596	1,578	1,560	1,543
	びん・かん（t/年）	800	835	790	754	700	693	679	663	648	635	623	618	607	598	590	581	573	565	558	550
	ペットボトル（t/年）	335	339	356	344	344	342	343	341	339	337	335	336	335	333	331	329	328	326	323	321
	粗大ごみ（t/年）	29	40	36	38	36	34	34	34	33	33	33	33	32	32	32	32	31	31	31	31
	事業系不燃物（t/年）	28	29	18	18	22	28	28	28	28	28	28	28	27	27	27	27	27	27	27	26
	公共等(汚泥、沈砂除く)（t/年）	7	10	9	12	10	13	13	13	13	13	13	13	12	12	12	12	12	12	12	12
	搬出物（t/年）		4,542	4,873	4,629	4,430	4,227	4,181	4,106	4,010	3,924	3,849	3,782	3,751	3,692	3,639	3,590	3,541	3,496	3,451	3,406
可燃残渣	（t/年）	1,039	1,150	1,013	913	861	890	893	874	856	840	826	820	808	796	786	776	766	756	748	737
	不燃残渣（t/年）	659	698	735	646	559	545	510	493	477	464	452	445	434	425	417	410	402	395	388	382
	プラスチック類（t/年）	1,457	1,519	1,502	1,515	1,467	1,451	1,435	1,408	1,384	1,363	1,344	1,337	1,320	1,304	1,289	1,274	1,261	1,247	1,232	1,219
	びん・金属類（t/年）	1,080	1,205	1,077	1,040	1,042	999	971	941	914	891	871	859	841	826	812	798	784	772	760	748
	ペットボトル（t/年）	299	294	293	307	289	287	288	286	285	283	281	282	281	280	278	276	276	274	271	270
	廃乾電池（t/年）	7	7	9	9	9	9	9	8	8	8	8	8	8	8	8	7	7	7	7	7
一般廃棄物最終処分場処分量（t/年）		3,023	3,662	2,527	2,361	2,174	2,181	2,132	2,089	2,049	2,014	1,983	1,969	1,940	1,916	1,892	1,870	1,848	1,824	1,803	1,783
直接埋立(汚泥、沈砂)	（t/年）	45	144	44	85	58	75	75	75	75	74	74	74	73	73	73	73	72	71	71	71
	不燃残渣（t/年）	659	698	735	646	559	545	510	493	477	464	452	445	434	425	417	410	402	395	388	382
	焼却灰（t/年）	1,829	1,534	1,594	1,484	1,411	1,415	1,402	1,378	1,357	1,338	1,320	1,314	1,299	1,285	1,271	1,257	1,245	1,231	1,218	1,205
	処理飛灰（t/年）	171	157	154	146	146	146	145	143	140	138	137	136	134	133	131	130	129	127	126	125
	災害廃棄物(がれき類)（t/年）	319	1,129	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－

ごみ処理量の推計結果（小川地区衛生組合）

	実績					予測														
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度	2036 年度	2037 年度	2038 年度
総人口（10月1日住基人口）（人）	80,724	80,079	79,499	78,852	78,157	77,927	77,711	77,510	77,321	77,146	76,982	76,826	76,682	76,518	76,354	76,190	76,026	75,862	75,723	75,570
総排出量（t/年）	23,662	24,015	23,912	22,763	21,846	21,666	21,542	21,086	21,038	20,896	20,807	20,731	20,716	20,643	20,570	20,497	20,425	20,352	20,256	20,249
家庭系ごみ（t/年）	18,248	19,022	18,536	17,489	16,768	16,632	16,537	16,447	16,408	16,294	16,220	16,152	16,133	16,071	16,010	15,948	15,887	15,825	15,741	15,731
可燃物	12,594	12,823	12,484	11,764	11,048	10,962	10,902	10,845	10,823	10,750	10,704	10,662	10,652	10,614	10,576	10,538	10,500	10,462	10,409	10,404
金属類（缶類）	271	387	343	290	259	257	254	252	251	249	247	245	244	243	241	239	238	236	235	234
無色びん	134	143	136	131	128	127	127	126	126	125	124	124	123	123	122	122	121	121	120	119
茶びん	155	148	143	140	133	132	131	131	130	129	129	128	128	128	127	127	126	126	126	125
ペットボトル	206	216	220	224	229	227	226	225	224	222	221	221	220	219	219	218	217	216	214	216
古紙類	35	38	42	48	50	50	50	49	49	49	49	48	48	48	48	48	47	47	47	47
布類	47	69	75	89	99	98	97	97	97	96	96	95	95	95	94	94	93	93	93	92
資源プラスチック	1,444	1,469	1,454	1,469	1,442	1,431	1,423	1,415	1,412	1,402	1,396	1,390	1,388	1,383	1,378	1,373	1,367	1,362	1,355	1,354
廃プラスチック	416	473	433	395	385	381	379	377	376	373	371	369	368	367	365	363	362	360	359	357
ガラス類等その他不燃ごみ	693	645	617	598	576	572	568	565	563	559	557	554	553	551	549	547	544	542	539	539
有害ごみ	29	32	28	24	23	23	23	23	23	22	22	22	22	22	22	22	22	22	21	22
粗大ごみ	703	848	932	706	765	758	753	748	745	739	734	730	729	725	721	718	714	710	706	704
粗大ごみ（可燃）	435	538	616	468	515	510	506	503	501	496	493	491	489	487	484	481	479	476	474	472
粗大ごみ（不燃）	268	310	316	238	250	248	246	245	244	242	241	240	239	238	237	236	235	234	232	232
町独自処理	1,520	1,731	1,629	1,611	1,629	1,614	1,603	1,593	1,588	1,576	1,567	1,560	1,556	1,549	1,542	1,535	1,527	1,520	1,511	1,509
布類	218	290	292	293	291	289	287	286	285	283	282	280	280	279	278	276	275	274	273	273
缶	51	57	56	54	60	60	60	59	59	59	59	59	58	58	58	58	58	58	57	57
古紙類	1,252	1,385	1,281	1,264	1,277	1,265	1,257	1,248	1,244	1,234	1,227	1,221	1,218	1,212	1,207	1,201	1,195	1,189	1,181	1,180
集団回収	573	407	667	502	409	374	342	317	293	275	259	249	240	228	216	204	193	181	177	170
事業系ごみ（t/年）	4,841	4,586	4,709	4,773	4,669	4,656	4,656	4,329	4,340	4,329	4,329	4,329	4,340	4,343	4,345	4,347	4,350	4,352	4,346	4,362
可燃物	4,299	3,987	4,091	4,154	4,051	4,040	4,040	3,752	3,762	3,752	3,752	3,752	3,762	3,765	3,767	3,769	3,771	3,773	3,768	3,782
金属類（缶類）	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
無色びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茶びん	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ペットボトル	3	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
古紙類	1	1	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
布類	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
資源プラスチック	163	162	160	160	156	155	155	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146	146	146	147
廃プラスチック	166	198	226	268	281	281	281	254	254	254	254	254	254	254	255	255	255	255	254	256
ガラス類等その他不燃ごみ	148	146	119	117	113	113	113	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109	109
有害ごみ	8	10	12	9	10	10	10	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
粗大ごみ	53	78	98	60	51	51	51	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49	49
粗大ごみ（可燃）	39	54	63	38	33	32	32	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
粗大ごみ（不燃）	14	25	35	22	19	19	19	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18	18
1人1日当たり総排出量（g/人日）	801	822	824	791	764	762	759	745	743	742	740	739	738	737	735	734	732	731	731	728
1人1日当たり家庭系ごみ（資源物除く）（g/人日）	490	507	499	469	449	446	445	444	444	442	441	440	440	440	439	438	438	437	435	436

ごみ処理量の推計結果（小川地区衛生組合）

			実績					予測														
			2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度	2029 年度	2030 年度	2031 年度	2032 年度	2033 年度	2034 年度	2035 年度	2036 年度	2037 年度	2038 年度
可燃 ごみ 処理 施設	焼却量・ メタン発 酵量	処理量 (t/年)	17,350	17,478	17,567	16,424	15,646	15,545	15,482	15,125	15,112	15,025	14,976	14,933	14,932	14,894	14,856	14,818	14,780	14,742	14,680	14,689
		搬入可燃ごみ総量 (t/年)	17,367	17,402	17,255	16,424	15,646	15,545	15,482	15,125	15,112	15,025	14,976	14,933	14,932	14,894	14,856	14,818	14,780	14,742	14,680	14,689
		組合焼却処理量 (t/年)	14,575	13,700	14,413	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14,742	14,680	14,689
		組合焼却残さ量 (t/年)	1,483	1,447	1,847	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,622	1,615	1,616
		民間委託処理量（焼却） (t/年)	2,776	3,778	2,089	4,660	4,598	4,583	4,580	4,279	4,289	4,275	4,273	4,271	4,280	4,281	4,281	4,281	4,281	0	0	0
		民間委託処理量（乾式メタン発酵） (t/年)	0	0	1,065	11,764	11,048	10,962	10,902	10,845	10,823	10,750	10,704	10,662	10,652	10,614	10,576	10,538	10,500	0	0	0
		処理残さ (t/年)	29	49	30	19	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	0	0	0
不燃物 処理 施設	搬入量	搬入量 (t/年)	1,644	2,849	2,775	2,627	2,575	2,563	2,550	2,504	2,501	2,492	2,483	2,482	2,480	2,476	2,471	2,466	2,462	2,457	2,453	2,451
		不燃ごみ (t/年)	1,123	1,629	1,613	1,514	1,494	1,492	1,488	1,485	1,487	1,485	1,484	1,487	1,488	1,489	1,489	1,490	1,490	1,491	1,491	1,493
			粗大ごみ (t/年)	282	334	351	260	269	269	268	268	268	268	267	268	268	268	268	268	268	268	268
		ガラス類等その他不燃ごみ (t/年)	841	1,294	1,262	1,255	1,225	1,223	1,220	1,218	1,219	1,218	1,217	1,219	1,220	1,220	1,221	1,221	1,222	1,222	1,221	1,224
		廃プラスチック (t/年)	87	672	659	663	666	662	660	630	630	626	624	623	623	621	620	618	617	615	613	613
		資源プラスチック (t/年)	163	162	160	160	156	155	155	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146	146	146	147
		資源物 (t/年)	271	387	343	290	259	254	247	243	239	235	230	228	223	220	216	212	209	205	203	198
		金属類（缶類） (t/年)	271	387	343	290	259	257	254	252	251	249	247	245	244	243	241	239	238	236	235	234
	搬出量	搬出量 (t/年)	1,589	2,289	2,113	1,928	1,851	1,842	1,838	1,795	1,793	1,787	1,782	1,779	1,778	1,774	1,772	1,768	1,765	1,761	1,757	1,758
		搬出量（再生委託処分） (t/年)	525	651	580	452	403	397	393	388	384	380	375	372	368	364	361	357	353	349	345	343
		アルミ (t/年)	62	65	55	48	42	42	41	41	40	40	39	39	39	38	38	38	37	37	36	36
		スチール (t/年)	250	248	224	208	180	177	175	174	172	170	168	166	165	163	161	159	158	156	155	153
		その他金属 (t/年)	213	337	301	196	181	178	176	174	172	170	168	167	165	163	161	160	158	156	154	152
		不燃物残さ量 (t/年)	784	757	684	634	614	615	618	619	621	623	626	627	629	631	633	635	637	639	641	643
		廃プラスチック (t/年)	87	672	659	663	666	662	660	630	630	626	624	623	623	621	620	618	617	615	613	613
		資源プラスチック (t/年)	163	162	160	160	156	155	155	145	146	145	145	145	146	146	146	146	146	146	146	147
		可燃ごみ処理施設へ (t/年)	29	49	30	19	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
		処理残さ（可燃） (t/年)	29	49	30	19	13	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
直接民間	廃プラスチック (t/年)	582	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	資源プラスチック (t/年)	1,444	1,469	1,454	1,469	1,442	1,431	1,423	1,415	1,412	1,402	1,396	1,390	1,388	1,383	1,378	1,373	1,367	1,362	1,355	1,354	
不燃残さ量（最終処分委託） (t/年)			726	663	587	571	570	571	572	574	575	575	576	577	578	579	580	581	582	583	583	585

共同で負担する範囲(案)について

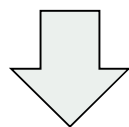
第2回東松山市・小川町・嵐山町・滑川町・ときがわ町・東秩父村
ごみ処理広域化協議会

○共同で負担する範囲についての整理

- ・新ごみ処理施設の整備・運営主体として、新たに一部事務組合を設立することで合意している。
- ・本協議事項では、新ごみ処理施設の整備に付随する事項の負担の範囲について整理を行う。

【施設整備における基本的な考え方】

- ・経済状況の変化や今後の人口減少を見据え、必要最小限の施設整備とする。



この考え方に基づき、①本体施設②用地③付帯施設④周辺環境整備の4点について、負担の主体や範囲を次のとおり整理する。

① 本体施設

- ・ **本体施設の整備は新一部事務組合**とし、建設費(造成費含む)の負担割合は、協議会での議論を踏まえ、新一部事務組合の規約において定める。
- ・ 本体施設の整備内容は、基本合意書に基づき、全てのごみ種を受け入れできる施設とする。

② 用地

- ・ 事業用地として取得する面積は必要最小限とし、開発に伴い必要となる雨水調整池や緑地、収集運搬車両などによる渋滞対策、災害対応等を考慮し決定する。
- ・ 取得面積の目安としては、他自治体の事例やプラントメーカーヒアリングの結果から2～3ha程度を想定する。
- ・ 課税の特例(5000万円控除)の適用を受けるため、**用地については、新一部事務組合が取得する。**用地の取得に関する費用は、本体施設整備の負担割合と同率とする。

③付帯施設

・施設整備における基本的な考え方に基づき、余熱利用は発電とし、温浴施設などの大きな設備投資が必要となる付帯施設は整備しない方針とする。発電設備は本体施設に含み、新
一部事務組合が整備する。

④周辺環境整備

・新ごみ処理施設に係る周辺環境整備・環境対策は、施設が立地する地区（自治会）に対してのみ行う。

・新ごみ処理施設の立地に際しての周辺環境整備は、建設時に限るものとし、具体的な内容については、一定の上限を設けた中で地区との対話をもとに検討する。

・立地に際しての周辺環境整備については、新一部事務組合が負担する。当該負担割合は、本体施設整備費と同率とする。

・新ごみ処理施設の建設及び稼働期間中における周辺環境対策については、東松山市が負担し実施するものとする。

○共同で負担する範囲についてのまとめ

	東松山市	新一部事務組合
①本体施設		○
②用地		○
③付帯施設		○※1
④-1周辺環境整備（建設時限り）		○※2
④-2周辺環境対策（建設及び稼働時）	○	
※1：余熱利用は発電とし、温浴施設などの大きな設備投資が必要となる付帯施設は整備しない。		
※2：一定の上限を設けた中で地区との対話をもとに検討する。		

一部事務組合同規約（案）について

一部事務組合の設立には、規約を制定する必要があるため、規約の制定に必要な以下の項目について協議する。

地方自治法

（規約等）

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 一部事務組合の名称 …… 規約協議 1
- 二 一部事務組合の構成団体 …… 規約協議 2
- 三 一部事務組合の共同処理する事務 …… 規約協議 3
- 四 一部事務組合の事務所の位置 …… 規約協議 4
- 五 一部事務組合の議会の組織及び議員の選挙の方法 …… 規約協議 5
- 六 一部事務組合の執行機関の組織及び選任の方法 …… 規約協議 6
- 七 一部事務組合の経費の支弁の方法 …… 規約協議 7

**第2回広域化協議会
で協議する項目**

【規約協議 1】名称について（規約第 1 条関係）

1 名称の考え方・他自治体の例

どのような名称を用いるべきかという点については特に法令上の制限はないが、共同処理する事務内容や構成団体の概要が客観的に分かる名称であることが望ましい。

他自治体の例に倣い、下記「2 規約規定（案）」のとおり作成したい。ただし、具体的な名称については、下記「3 名称の論点」で協議する。

県内状況（16 団体）

- 〇〇衛生組合 5 団体（衛生センター組合含む）
- 〇〇資源循環組合 3 団体
- 〇〇広域市町村圏組合 3 団体（ごみ処理以外も含めた広域行政）
- 〇〇環境保全組合 2 団体
- 〇〇資源環境組合 2 団体
- 〇〇広域清掃組合 1 団体

2 規約規定（案）

（組合の名称）

第1条 この組合は、〇〇組合（以下「組合」という。）という。

3 名称の論点（追加資料あり）

県内では、構成市町村、地域の総称及び設立の目的を組み合わせているケースが多い。上記の考え方等を踏まえて、組合の名称について協議する。

【規約協議2】構成団体について（規約第2条関係）

1 構成団体の考え方・他自治体の例

構成団体は、基本合意書に基づき、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町及び東秩父村とする。

他自治体の例に倣い、下記「2 規約規定（案）」のとおり作成したい。

規約に規定する構成団体の記載順は、建制順によることとした。

2 規約規定（案）

（組合を組織する地方公共団体）

第2条 組合は、東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

【規約協議 3】共同処理する事務について（規約第 3 条関係）

1 共同処理する事務の考え方・他自治体の例

事務組合の機能は共同処理事務の範囲内においてのみ認められ、かつ、構成団体はその範囲において機能を失うことになる。従って、共同処理する事務の内容及び範囲は、できる限り明確かつ正確に規定しなければならない。

他自治体の例に倣い、下記「2 規約規定（案）」のとおり作成したい。

近年設立された一部事務組合の状況（共同処理する事務）

組合名	共同処理する事務
朝霞和光資源循環組合	(1) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。 (2) ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。 (3) 前 2 号に附帯する事務に関すること。
行田羽生資源環境組合	(1) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。次号において同じ。）の整備に係る計画の策定に関する事務 (2) 一般廃棄物処理施設の整備及び稼働後の管理運営に関する事務 (3) 前 2 号に附帯する事務
上尾伊奈資源循環組合	(1) ごみ広域処理施設（組合が成立する際現に係る市町が設置している施設を除く。）の建設及び稼働後の管理運営に関すること。 (2) ごみ広域処理に係る計画の策定及びこれに付帯する事務に関すること。
川島桶川資源循環組合	(1) 構成市町のごみを広域で処理するための施設（以下「ごみ広域処理施設」という。）の整備及び稼働後の管理運営に関すること。 (2) 前号に附帯する事務に関すること。
埼玉中部資源循環組合（解散）	組合は、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する。ただし、組合設立の際現に構成団体及び構成団体の一部が加入する一部事務組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。

2 規約規定（案）

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) 構成市町村のごみを広域で処理するための施設（以下「ごみ広域処理施設」という。）の整備及び稼働後の管理運営に関すること。
- (2) ごみの広域処理に係る計画の策定に関すること。
- (3) 前 2 号に附帯する事務に関すること。

【規約協議4】事務所の位置について（規約第4条関係）

1 事務所の位置の考え方・他自治体の例

事務所の位置とは、主たる事務所（都道府県庁、市役所等）を意味する。
他自治体の例に倣い、下記「2 規約規定（案）」のとおり作成したい。

2 規約規定（案）

（組合の事務所の位置）

第4条 組合の事務所は、東松山市内に置く。

※施設の稼働までの事務所については、建設候補地を有する自治体の公共施設を使用する例が多い。

ごみ処理業務に係る県内一部事務組合の状況一覧（R8.4.1現在）

協議資料3 別紙1

No.	組合名	共同処理する事務	組合設置許可年月日	構成市町村(割合) (R8.4.1現在の人口)	事務所所在地	組合議員定数(割合) (選出方法)	各市町村の 議員定数 (割合)	正副管理者 (選任方法)	会計管理者 の規定	監査委員定数 (選出区分)	負担割合
1	蔵戸田衛生センター組合 (2市)	ごみ処理(収集運搬を除く)、し尿処理(収集運搬を除く)	昭和34年6月15日	蔵市 77,289(35.1%) 戸田市 142,833(64.9%) 合計 220,122	戸田市	蔵市 10(50.0%) 戸田市 10(50.0%) 合計 20 (選挙)	蔵市 18(41.9%) 戸田市 25(58.1%) 合計 43	正 蔵市長 副 戸田市長 (協議)	組合に会計管理者を置く。 会計管理者は、管理者が任免する。	2 (組合議員及び識見者)	(議会費、総務費) 蔵 50%、戸田 50% (運営管理費) 人口割 100% (蔵+6.5%、戸田-6.5%) (人口：前年度末日における住民基本台帳登録人口をいう。)
2	蓮田白岡衛生組合 (3市)	ごみ処理、し尿処理	昭和35年10月19日	蓮田市 60,928(53.9%) 白岡市 52,195(46.1%) 合計 113,123	白岡市	蓮田市 6(50.0%) 白岡市 6(50.0%) 合計 12 (選挙)	蓮田市 20(52.6%) 白岡市 18(47.4%) 合計 38	正 蓮田市長 副 白岡市長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	均等割 25% 人口割 75% (人口：毎年1月1日における住民基本台帳登録人口とする。)
3	久喜宮代衛生組合 (1市1町)	ごみ処理、し尿処理	昭和36年3月16日	久喜市 150,807(81.9%) 宮代町 33,282(18.1%) 合計 184,089	宮代町	久喜市 9(64.3%) 宮代町 5(35.7%) 合計 14 (選挙)	久喜市 27(65.9%) 宮代町 14(34.1%) 合計 41	正 久喜市長 副 宮代町長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	均等割 10% 処理量割 90% (処理量：当該年度の2年度前の久喜市(全域)と宮代町のごみ及びし尿の処理量の比により按分して各々負担する。)
4	志木地区衛生組合 (3市)	ごみ処理(収集運搬を除く)	昭和39年6月1日	志木市 76,187(21.4%) 新座市 166,243(46.7%) 富士見市 113,728(31.9%) 合計 356,158	富士見市	志木市 6(33.3%) 新座市 6(33.3%) 富士見市 6(33.3%) 合計 18 (選挙)	志木市 14(23.0%) 新座市 26(42.6%) 富士見市 21(34.4%) 合計 61	正 新座市長 副 他2首長+1 (議会同意・選任) (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	均等割 20% 搬入量割 80% (搬入量：規約に定義なし)
5	小川地区衛生組合 (4町1村)	ごみ処理（収集運搬を除く）、し尿処理	昭和39年2月1日	小川町 27,020(35.3%) 嵐山町 17,228(22.5%) 滑川町 19,771(25.9%) ときがわ町 10,102(13.2%) 東秩父村 2,324(3.0%) 合計 76,445	小川町	小川町 4(33.3%) 嵐山町 2(16.7%) 滑川町 2(16.7%) ときがわ町 2(16.7%) 東秩父村 2(16.7%) 合計 12 (選挙)	小川町 16(25.8%) 嵐山町 13(21.0%) 滑川町 14(22.6%) ときがわ町 11(17.7%) 東秩父村 8(12.9%) 合計 62	正 小川町長 副 他4首長+1 (小川町副町長) (互選)	組合に会計管理者及び職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	平等割 20% 人口割 10% 利用度割 70% (人口：前年10月1日現在の住民基本台帳人口とする。) (利用度：毎年9月末日までの前1カ年のし尿及びごみの処理量の実績により算定する。)
6	東埼玉資源環境組合 (5市1町)	ごみ処理(収集運搬を除く)、し尿処理(収集運搬を除く)	昭和40年10月1日	越谷市 341,437(36.7%) 草加市 252,586(27.2%) 吉川市 72,165(7.8%) 八潮市 93,726(10.1%) 三郷市 141,971(15.3%) 松伏町 27,658(3.0%) 合計 929,543	越谷市	越谷市 6(25.0%) 草加市 6(25.0%) 吉川市 3(12.5%) 八潮市 3(12.5%) 三郷市 3(12.5%) 松伏町 3(12.5%) 合計 24 (選挙)	越谷市 32(22.9%) 草加市 28(20.0%) 吉川市 20(14.3%) 八潮市 21(15.0%) 三郷市 24(17.1%) 松伏町 15(10.7%) 合計 140	正 越谷市長 理事 他5首長 副 1(議会同意・選任) (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。 会計管理者は、組合市町の会計管理者をもって充てる。	2 (組合議員及び識見者)	平等割 15% 搬入量割 85% (搬入量：前年の搬入量とする。)
7	彩北広域清掃組合 (2市)	ごみ処理(収集運搬を除く・鴻巣市は一部のみ)	昭和45年3月24日	行田市 77,396(73.2%) 鴻巣市 28,333(26.8%) (旧吹上町) 合計 105,729	行田市	行田市 7(70.0%) 鴻巣市 3(30.0%) 合計 10 (選挙)	行田市 20 鴻巣市 — (旧吹上町) 合計 —	正 行田市長 副 鴻巣市長 (協議)	組合に、会計管理者その他の職員を置く。	2 (組合議員及び識見者)	平等割 15% ごみ量割 85% (ごみ量：当該年度の前年の1月1日から12月31日までに組合に搬入されたごみの量とする。)
8	秩父広域市町村圏組合 (1市4町)	介護認定審査会、結核予防、循環器検診、ごみ処理、救急医療施設、火葬場・霊柩車、消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務、障害程度区分審査会、水道事業、し尿処理（小鹿野町のみ収集運搬を除く）	昭和45年4月1日	秩父市 56,230(63.6%) 横瀬町 7,502(8.5%) 皆野町 8,708(9.8%) 長瀬町 6,223(7.0%) 小鹿野町 9,810(11.1%) 合計 88,473	秩父市	秩父市 8(50.0%) 横瀬町 2(12.5%) 皆野町 2(12.5%) 長瀬町 2(12.5%) 小鹿野町 2(12.5%) 合計 16 (選挙)	秩父市 19(29.7%) 横瀬町 12(18.7%) 皆野町 12(18.7%) 長瀬町 9(14.1%) 小鹿野町 12(18.7%) 合計 64	正 横瀬町長 副 秩父市長 (互選)	組合に会計管理者を置く。 会計管理者は、管理者が組合市町の会計管理者のうちから命ずる。	2 (組合議員及び識見者)	(収集) 収集量割 100% (処理) 処理量割 100% (収集量及び処理量の定義は、規約になし。)
9	児玉郡市広域市町村圏組合 (1市3町)	老人福祉、ごみ処理(収集運搬を除く)、余熱利用施設、し尿処理(収集運搬を除く)、火葬場、職員研修、広域総合センター、消防・救急、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務	昭和46年4月1日	本庄市 76,107(58.7%) 美里町 10,571(8.2%) 神川町 12,643(9.7%) 上里町 30,382(23.4%) 合計 129,703	本庄市	本庄市 6(50.0%) 美里町 2(16.7%) 神川町 2(16.7%) 上里町 2(16.7%) 合計 12 (選挙)	本庄市 21(36.8%) 美里町 10(17.5%) 神川町 12(21.1%) 上里町 14(24.6%) 合計 57	正 本庄市長 副 他3首長 (互選)	組合に会計管理者を置く。 会計管理者は、管理者が組合市町の会計管理者のうちから命ずる。	2 (組合議員及び識見者)	組合市町の人口、財政力及びその他受益の程度等を勘案し、組合の議会の議決を経てその都度定める。
10	埼玉西部環境保全組合 (1市3町)	ごみ処理	昭和46年12月1日	鶴ヶ島市 69,668(56.1%) 毛呂山町 31,593(25.4%) 鳩山町 12,510(10.1%) 越生町 10,516(8.5%) 合計 124,287	鳩山町	鶴ヶ島市 5(33.3%) 毛呂山町 4(26.7%) 鳩山町 3(20.0%) 越生町 3(20.0%) 合計 15 (選挙)	鶴ヶ島市 18(32.7%) 毛呂山町 14(25.5%) 鳩山町 12(21.8%) 越生町 11(20.0%) 合計 55	正 鶴ヶ島市長 副 他3首長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	平均割 15% 人口割 10% 搬入量割 75% (人口：当該年度の前年度の10月1日における住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者の数とする。) (搬入量：当該年度の前々年度の10月1日から前年度の9月30日までの間のごみ搬入量とする。)
11	大里広域市町村圏組合 (2市1町)	ごみ処理(収集運搬を除く)、介護保険	昭和47年4月1日	熊谷市 189,859(52.5%) 深谷市 140,211(38.8%) 寄居町 31,441(8.7%) 合計 361,511	熊谷市	熊谷市 9(52.9%) 深谷市 6(35.3%) 寄居町 2(11.8%) 合計 17 (選挙)	熊谷市 30(42.9%) 深谷市 24(34.3%) 寄居町 16(22.9%) 合計 70	正 熊谷市長 副 他2首長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置く。	2 (組合議員及び識見者)	(管理運営費) 組合市町の人口、財政力及びその他受益の程度等を勘案し、組合の議会の議決を経てその都度定める。 (上記以外) 人口割 90%、均等割 10% (人口：住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記録されている者の数とする。)
12	埼玉中部環境保全組合 (2市1町)	ごみ処理(収集運搬を除く)	昭和52年2月1日	鴻巣市 89,223(52.0%) (旧鴻巣市、旧川里町) 北本市 64,997(37.9%) 吉見町 17,298(10.1%) 合計 171,518	吉見町	鴻巣市 5(38.5%) 北本市 4(30.8%) 吉見町 4(30.8%) 合計 13 (選挙)	鴻巣市 — (旧鴻巣市、旧川里町) 北本市 20 吉見町 14 合計 —	正 吉見町長 副 他2首長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	人口割 20% 処理量割 80% (人口：当該年度の初日の属する年の1月1日現在住民基本台帳法により住民基本台帳に記録されている者の数とする。) (処理量：当該年度の前年の1月1日から12月末までに組合が処理をしたごみの量とする。)

No.	組合名	共同処理する事務	組合設置許可年月日	構成市町村(割合) (R8.4.1現在の人口)	事務所所在地	組合議員定数(割合) (選出方法)	各市町村の 議員定数（割合）	正副管理者 (選任方法)	会計管理者 の規定	監査委員定数 (選出区分)	負担割合
13	朝霞和光資源循環組合 （２市）	ごみ処理	令和2年8月17日	朝霞市 146,414(63.3%) 和光市 84,917(36.7%) 合計 231,331	和光市	朝霞市 5 (50.0%) 和光市 5 (50.0%) 合計 1 0 (選挙)	朝霞市 24(57.1%) 和光市 18(42.9%) 合計 42 (選挙)	正 和光市長 副 朝霞市長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	(1) 組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで ①組合の運営経費 均等割 １００％ ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 １００％ ③ごみ広域処理施設の建設に係る経費 人口割 １００％ (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後 ①組合の運営経費 均等割 １００％ ②必要な用地の取得に係る経費 均等割 １００％ ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 搬入量割 １００％ (人口：当該会計年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。) (搬入量：前々年度の対象ごみの搬入量の実績とする。) ・ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成市において協議の上、別に定める。 ・別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって元利償還金を按分する。
14	行田羽生資源環境組合 （２市）	ごみ処理(収集運搬を除く)	令和4年1月21日	行田市 77,396(59.1%) 羽生市 53,589(40.9%) 合計 130,985	行田市	行田市 5 (55.6%) 羽生市 4 (44.4%) 合計 9 (選挙)	行田市 20(58.8%) 羽生市 14(41.2%) 合計 34 (選挙)	正 行田市長 副 羽生市長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置く。	2 (組合議員及び識見者)	(1) 組合設立の日から共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の末日まで 均等割 ２０％ 人口割 ８０％ (2) 共同整備する施設の供用開始の日の属する年度の翌年度以後 均等割 ２０％ ごみ量割 ８０％ (人口：当該年度の初日の属する年の１月１日現在における住民基本台帳法の規定により住民基本台帳に記録されている者の数による。) (ごみ量：当該年度の前年の１月１日から１２月末日までに組合に搬入されたごみの量による。ただし、組合に搬入された当該年度の前年のごみの搬入期間が６月に満たないときは、人口割をもって負担するものとする。)
15	上尾伊奈資源循環組合 （１市１町）	ごみ処理	令和5年2月8日	上尾市 230,639(83.7%) 伊奈町 44,824(16.3%) 合計 275,463	伊奈町	上尾市 6 (75%) 伊奈町 2 (25%) 合計 8 (選挙)	上尾市 30(65.2%) 伊奈町 16(34.8%) 合計 46 (選挙)	正 上尾市長 副 伊奈町長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	(1) 組合設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の末日まで ①議会の運営に係る経費 議員定数割 １００％ ②組合の運営に係る経費 均等割 １００％ ③ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費 均等割 １００％ ④ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費 均等割 ２０％ 人口割 ８０％ (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以後 ①議会の運営に係る経費 議員定数割 １００％ ②組合の運営に係る経費 均等割 １００％ ③ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費 均等割 １５％ ごみ量割 ８５％ (人口：経費が発生した年度の前年度の1月1日時点の住民基本台帳に記録されている者の数による。) (ごみ量：経費が発生した年度の前年度に組合のごみ広域処理施設に搬入された一般廃棄物の量による。) ・ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。
16	川島桶川資源循環組合 （１市１町）	ごみ処理	令和6年10月23日	川島町 18,466(19.9%) 桶川市 74,120(80.1%) 合計 92,586	川島町	川島町 4 (50%) 桶川市 4 (50%) 合計 8	川島町 14(42.4%) 桶川市 19(57.6%) 合計 33	正 川島町長 副 桶川市長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。	2 (組合議員及び識見者)	(1) 組合の設立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の前日まで 均等割 ２０％ 人口割 ８０％ (2) ごみ広域処理施設の供用開始の日以後 ①組合の運営に係る経費 均等割 １００％ ②ごみ処理に係る経費 ごみ量割 １００％ (人口：当該会計年度の前年度の４月１日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。) (ごみ量：当該会計年度の前々年度にごみ広域処理施設に搬入されたごみの量の実績とする。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度及び翌年度については、各会計年度の前々年度において構成市町が処理をしたごみ（ごみ広域処理施設において処理の対象となるごみに限る。）の処理実績による。 ・ごみ広域処理施設の供用開始の日以後の負担割合については、供用開始の日以後、１０年ごとに見直しを検討するため、組合と構成市町で協議するものとする。 ・ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成市町において協議の上、別に定める。 ・別表による経費を起債により調達する場合には、起債時の経費区分及び負担割合をもって償還金をあん分する。
17	(参考) 比企広域市町村圏組合 （１市６町１村）	障害程度区分審査会、介護認定審査会、斎場・霊柩車、消防・救急(川島町を除く)、火薬類取締法・液化石油ガス法・高圧ガス保安法に基づく事務(川島町を除く)	昭和48年4月1日	東松山市 91,179(44.8%) 滑川町 19,771(9.7%) 嵐山町 17,228(8.5%) 小川町 27,020(13.3%) 川島町 18,466(9.1%) 吉見町 17,298(8.5%) ときがわ町 10,102(5.0%) 東秩父村 2,324(1.1%) 合計 203,388	東松山市	東松山市 4(22.2%) 滑川町 2(11.1%) 嵐山町 2(11.1%) 小川町 2 (11.1%) 川島町 2(11.1%) 吉見町 2(11.1%) ときがわ町 2(11.1%) 東秩父村 2(11.1%) 合計 18	東松山市 21(18.9%) 滑川町 14(12.6%) 嵐山町 13(11.7%) 小川町 16(14.4%) 川島町 14(12.6%) 吉見町 14(12.6%) ときがわ町 11(9.9%) 東秩父村 8(7.2%) 合計 111	正 東松山市長 副 他７首長 (互選)	組合に会計管理者及びその他の職員を置く。	2 (組合議員及び識見者)	(管理運営費) 組合市町の人口、財政力及びその他受益の程度等を勘案し、組合の議会の議決を経てその都度定める。 (上記以外) 事業割 ７０％、均等割 ３０％
18	(参考) 埼玉中部資源循環組合 (解散) （２市６町１村）	ごみ処理	平成27年2月12日	東松山市 91,179(32.9%) 桶川市 74,120(26.7%) 滑川町 19,771(7.1%) 嵐山町 17,228(6.2%) 小川町 27,020(9.7%) 川島町 18,466(6.7%) 吉見町 17,298(6.2%) ときがわ町 10,102(3.6%) 東秩父村 2,324(0.8%) 合計 277,508	吉見町	東松山市 3 (13.6%) 桶川市 3 (13.6%) 滑川町 2 (9.1%) 嵐山町 2 (9.1%) 小川町 3 (13.6%) 川島町 2 (9.1%) 吉見町 3 (13.6%) ときがわ町 2 (9.1%) 東秩父村 2 (9.1%) 合計 2 2	東松山市 21(16.2%) 桶川市 19(14.6%) 滑川町 14(10.8%) 嵐山町 13(10.0%) 小川町 16(12.3%) 川島町 14(10.8%) 吉見町 14(10.8%) ときがわ町 11(8.5%) 東秩父村 8(6.2%) 合計 130	正 吉見町長 副 他８首長 (協議)	組合に会計管理者その他の職員を置く。	2 (組合議員及び識見者)	(1) 組合設立の日からごみ処理施設の供用開始の日の前日までの経費及び同期間内に借り入れた地方債に係る償還金 均等割 １０％、人口割 ９０％ (2) ごみ処理施設の供用開始の日以後の経費 均等割 ５％、人口割 １５％、搬入量割 ８０％ (人口：当該年度の前年度の4月1日現在の住民基本台帳に記録されている者の数とする。) (搬入量：ごみ処理施設に搬入された前々年度の可燃ごみ及び粗大ごみの実績とする。) ・ごみ処理施設の供用開始の日の属する年度及びこれに続く２年度の搬入量割に用いる算出基礎は、組合及び構成団体において協議の上、別に定める。 ・ごみ処理施設の供用開始の日以後に生じた大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び構成団体において協議の上、別に定める。

※令和８年４月１日以降に、各組合規約、各組合ＨＰ、埼玉県の人口調査等を基に作成したものです。

※端数処理の関係で合計が１００％にならない場合があります。

埼玉中部資源循環組合同約（解散）	朝霞和光資源循環組合同約	行田羽生資源環境組合同約	上尾伊奈資源循環組合同約	川島桶川資源循環組合同約
第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則	第1章 総則
第1条 (名称) この組合は、埼玉中部資源循環組合（以下「組合」という。）という。	第1条 (名称) この組合は、朝霞和光資源循環組合（以下「組合」という。）という。	第1条 (名称) この組合は、行田羽生資源環境組合（以下「組合」という。）という。	第1条 (組合の名称) この組合は、上尾伊奈資源循環組合（以下「組合」という。）という。	第1条 (組合の名称) この組合は、川島桶川資源循環組合（以下「組合」という。）という。
第2条 (組合の構成団体) 組合は、東松山市、桶川市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、ときがわ町及び東秩父村（以下「構成団体」という。）をもって組織する。	第2条 (組織) 組合は、朝霞市及び和光市（以下「構成市」という。）をもって組織する。	第2条 (組織) 組合は、行田市及び羽生市（以下「構成市」という。）をもって組織する。	第2条 (組合を組織する地方公共団体) 組合は、上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。	第2条 (組合を組織する地方公共団体) 組合は、川島町及び桶川市（以下「構成市町」という。）をもって組織する。
第3条 (組合の共同処理する事務) 組合は、可燃ごみ及び粗大ごみの処理施設（以下「ごみ処理施設」という。）の建設及び管理運営並びにこれに附帯する事務を共同処理する。ただし、組合設立の際現に構成団体及び構成団体の一部が加入する一部事務組合がそれぞれ設置している施設に関するものを除く。	第3条 (共同処理する事務) 組合は、次に掲げる事項の事務を共同処理する。 (1) ごみ広域処理に係る計画の策定に関すること。 (2) ごみ広域処理施設の設置及び稼働後の管理運営（組合設立の際現に構成市が設置している施設に関するものを除く。）に関すること。 (3) 前2号に附帯する事務に関すること。	第3条 (共同処理する事務) 組合は、次に掲げる事務を共同して処理する。 (1) 一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除く。次号において同じ。）の整備に係る計画の策定に関する事務 (2) 一般廃棄物処理施設の整備及び稼働後の管理運営に関する事務 (3) 前2号に附帯する事務	第3条 (組合の共同処理する事務) 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) ごみ広域処理施設（組合が成立する際現に関係市町が設置している施設を除く。）の建設及び稼働後の管理運営に関すること。 (2) ごみ広域処理に係る計画の策定及びこれに附帯する事務に関すること。	第3条 (組合の共同処理する事務) 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。 (1) 構成市町のごみを広域で処理するための施設（以下「ごみ広域処理施設」という。）の整備及び稼働後の管理運営に関すること。 (2) 前号に附帯する事務に関すること。
第4条 (組合の事務所の位置) 組合の事務所は、吉見町内に置く。	第4条 (事務所の位置) 組合の事務所は、和光市広沢1番5号、和光市役所内に置く。	第4条 (事務所の位置) 組合の事務所は、行田市本丸2番5号、行田市役所内に置く。	第4条 (組合の事務所の位置) 組合の事務所は、伊奈町内に置く。	第4条 (組合の事務所の位置) 組合の事務所は、川島町内に置く。
第2章 組合の議会	第2章 組合の職員	第2章 議会	第2章 議会	第2章 議会
第5条 (組合の議会の組織) 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は22人とし、構成団体の定数は次のとおりとする。 東松山市 3人 桶川市 3人 滑川町 2人 嵐山町 2人 小川町 3人 川島町 2人 吉見町 3人 ときがわ町 2人 東秩父村 2人	第5条 (議員の定数及び選挙の方法) 組合の議会の議員（以下「組合の議員」という。）の定数は10人とし、その選出区分は、次のとおりとする。 朝霞市 5人 和光市 5人 2 組合の議員は、構成市の議会においてその議会の議員のうちから各4人を選挙し、他の各1人は、構成市の議会の議長（以下「構成市の議長」という。）の職にある者をもって充てる。	第5条 (組合議員の定数及び選挙) 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、9人とし、その選出区分は、次のとおりとする。 行田市 5人 羽生市 4人 2 組合議員は、構成市の議会においてそれぞれの議会の議員のうちから選挙する。	第5条 (組合議員の定数及び選挙の方法) 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とし、次の各号に掲げる関係市町の区分ごとに、当該各号に定める人数とする。 (1) 上尾市 6人 (2) 伊奈町 2人 2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちからこれを選挙する。	第5条 (組合議員の定数及び選挙の方法) 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8人とし、その選出区分は次のとおりとする。 川島町 4人 桶川市 4人 2 組合議員は、構成市町の議会において、その議会の議員のうちからこれを選挙する。
第6条 (組合議員の選挙) 組合議員は、構成団体の議会において、その議会の議員のうちからそれぞれ選挙する。 2 前項の選挙が終わったときは、構成団体の議会の議長は、組合の管理者（以下「管理者」という。）にその選挙の結果を通知しなければならない。	第6条 (任期及び失職) 組合の議員の任期は、構成市の議会の議員の任期による。 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 組合の議員が、構成市の議長である者にあつては当該議長、構成市の議会の議員である者にあつては当該議員でなくなったときは、同時にその職を失う。	第6条 (組合議員の任期及び失職) 組合議員の任期は、構成市の議会の議員としての任期とする。 2 補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 組合議員が構成市の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。	第6条 (組合議員の任期) 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。	第6条 (組合議員の任期及び失職) 組合議員の任期は、構成市町の議会の議員の任期による。 2 組合議員が構成市町の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。
第7条 (補欠選挙) 組合議員に欠員が生じたときは、その欠員となった議員を選出した構成団体の議会において、速やかに補欠選挙を行わなければならない。 2 前条第2項の規定は、前項の選挙に準用する。	第7条 (補欠議員の選出) 組合の議員が欠けたときは、直ちに補欠議員を選出しなければならない。	第7条 (組合議員の補欠選挙) 組合議員に欠けたときは、直ちに補欠選挙を行わなければならない。	第7条 (組合議員の補欠選挙) 組合議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。	第7条 (組合議員の補欠選挙) 組合議員に欠員が生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。
第8条 (組合議員の任期及び失職) 組合議員の任期は、構成団体の議会の議員の任期による。 2 組合議員が構成団体の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。		第8条 (議長及び副議長) 組合の議会に議長及び副議長を置く。 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。		第8条 (議長及び副議長) 組合の議会に議長及び副議長を置く。 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから組合の議会において選挙する。 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。
第9条 (議長及び副議長) 組合議会に議長及び副議長を置く。 2 議長及び副議長は、組合議員のうちから議会において選挙する。 3 議長及び副議長の任期は、組合議員の任期による。				
第3章 組合の執行機関	第3章 執行機関	第3章 執行機関	第3章 執行機関	第3章 執行機関
第10条 (管理者及び副管理者の設置及び選出方法) 組合に、管理者1人及び副管理者8人を置く。 2 管理者は、構成団体の長の互選により選出する。 3 副管理者は、管理者の選出された市町村を除く構成団体の長をもって充てる。	第8条 (管理者及び副管理者の設置及び選任の方法) 組合に管理者1人及び副管理者1人を置く。 2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちから、これを定める。	第9条 (管理者及び副管理者の設置及び選任) 組合に管理者及び副管理者を置く。 2 管理者及び副管理者は、構成市の長の協議により構成市の長のうちからこれを定める。	第8条 (管理者及び副管理者の設置及び選任の方法) 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。 2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちからこれを定める。	第9条 (管理者及び副管理者の設置及び選任の方法) 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。 2 管理者及び副管理者は、構成市町の長の協議により、構成市町の長のうちからこれを定める。
第11条 (任期) 管理者及び副管理者の任期は、構成団体の長の職にある期間とする。	第9条 (任期) 管理者及び副管理者の任期は、構成市の長の職にある期間とする。	第10条 (管理者及び副管理者の任期) 管理者及び副管理者の任期は、構成市の長の職にある期間とする。	第9条 (管理者及び副管理者の任期) 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。	第10条 (管理者及び副管理者の任期) 管理者及び副管理者の任期は、構成市町の長の職にある期間とする。
第12条 (職務権限) 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ管理者が定めた順序に従い、その職務を代理する。	第10条 (職務権限) 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。	第11条 (管理者及び副管理者の職務権限) 管理者は、組合を統轄し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。	第10条 (管理者及び副管理者の職務) 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。	第11条 (管理者及び副管理者の職務権限) 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。 2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。
第13条 (職員) 組合に会計管理者その他の職員を置く。 2 職員の定数は、組合の条例で定める。	第11条 (職員) 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。 2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。	第12条 (職員) 組合に会計管理者その他の職員を置く。 2 職員の定数は、組合の条例でこれを定める。	第11条 (職員) 第8条第1項に定める者を除くほか、組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。 2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。	第12条 (職員) 組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。 2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。
第14条 (監査委員) 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任された者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任された者にあつては、組合議員の任期によるものとする。	第12条 (監査委員) 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合の議員及び識見を有する者のうちから組合の議会の同意を得て、それぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、組合の議員のうちから選任される者にあつては組合の議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。	第13条 (監査委員) 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつてはその議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。	第12条 (監査委員) 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。	第13条 (監査委員) 組合に監査委員2人を置く。 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちからそれぞれ1人を選任する。 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。
第4章 経費及び補則	第4章 経費	第4章 経費	第4章 経費	第4章 経費
第15条 (経費の支弁の方法) 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料、その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成団体が負担する。 2 前項の規定により難い事由が生じたときは、組合議会の議決を経て別に定める。	第13条 (経費) 組合の経費は、組合の事務により生ずる収入その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表の割合をもって構成市が負担する。 2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。	第14条 組合の経費は、構成市の負担金及び事業により生ずる収入その他の収入をもってこれに充てる。 2 前項の負担金は、別表の割合をもって構成市が負担する。 3 第1項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。	第13条 (経費の支弁の方法) 組合の経費は、組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって関係市町が負担する。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。 2 組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって組合の経費を支弁するときは、まずごみ広域処理施設の建設又は管理運営に係る経費に充てるものとする。	第14条 (経費の支弁の方法) 組合の経費は、財産より生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって構成市町が負担する。 2 前項の規定により難い事由が発生したときは、組合の議会の議決を経て別に定める。
第16条 (地方自治法の準用) この規約に定めのないものについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）中、市に関する規定を準用する。				

【規約協議 1】名称について（規約第 1 条関係）

3 名称の論点

名称については、広域化協議会の場合のみで、ご提案から決定までを行うことは難しいことから、建設的な協議を行うため、協議会に先立ち、各自治体に組合の名称(案)をご提案いただくこととしました。

ご提案いただいた名称(案)は、全 19 案で下記のとおりでした。

NO.	名称(案)
1	彩央資源循環組合
2	彩京資源循環組合
3	埼玉中央衛生組合
4	埼玉中央資源循環組合
5	埼玉中央部資源循環組合
6	埼玉比企西部資源循環組合
7	中央埼玉資源循環組合
8	東松山小川地区資源循環組合
9	東松山地区清掃組合
10	東松山比企西部資源循環組合
11	比企環境組合
12	比企丘陵広域資源循環組合
13	比企広域資源循環組合
14	比企西部資源循環組合
15	比企地域衛生組合
16	比企地域広域衛生組合
17	比企地区環境組合
18	武州比企広域資源循環組合
19	武蔵比企広域資源循環組合

・名称（案）の絞込みについて

名称（案）全 19 案の中から、自治体ごとに①名称の前半部分で 3 つ、②名称の末尾部分で 1 つを選定しました。選定結果は下記のとおりで、①名称の前半部分については、最多得票の 3 票で 3 案が並びました。

【①前半部分】

東松山比企西部（3 票）、比企西部（3 票）、彩央（3 票）、比企広域（2 票）、比企地区（2 票）、他 8 案（各 1 票）

【②末尾部分】

全自治体一致で「資源循環組合」でした。

・最終候補について

現在の最終候補は 3 案で、それぞれの特徴は下記のとおりです。

本協議会では、これらの案の中からご意見をいただき、合意により組合の名称を定めます。

各候補の比較表

	東松山比企西部資源 循環組合	比企西部資源循環組合	彩央資源循環組合
文字数（漢字表記）	13 文字	10 文字	8 文字
文字数（よみ）	24 文字	17 文字	16 文字
立地自治体名（東松山市）を含むか	含む	含まない	含まない
名称の種類	地名	地名	造語 （「彩の国＋中央」）
話しやすさ	しにくい（長い）	ややしやすい	しやすい（短い）
他と混同しないか	混同しにくい	一般的（「比企」から始まる点が既存の「比企広域市町村圏組合」と共通）	混同しにくい

第2回広域化協議会 出席者名簿

自治体名等	職名	氏名	担当課長
東松山市	市長	松坂 喜浩	
小川町	町長	島田 康弘	
嵐山町	町長	佐久間 孝光	
滑川町	町長	大塚 信一	
ときがわ町	町長	前田 榮	
東秩父村	村長	高野 貞宜	
事務局 (東松山市)	環境産業部 部長	江口 功一	
	環境産業部 次長	町田 和行	
	廃棄物対策課 課長	新村 久徳	
	廃棄物対策課 クリーンセンター 所長	田代 仁	
	廃棄物対策課 クリーンセンター 副所長	金子 昭宏	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 室長	堀越 和行	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主査	中島 佑典	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主任	滝本 雅之	
	廃棄物対策課 新ごみ処理 施設整備準備室 主任	重泉 直也	
事務局補佐 (小川地区衛生組合)	事務局長	磯田 真佐司	
	主幹	武井 純	
	主査	原口 栄祐	